

Title	邪馬臺國と大倭國との關連について
Sub Title	On the relation between the State of Yamato (大倭) and the County of Yamato (邪馬臺) in Kyushu
Author	橋本, 増吉 (Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1951
Jtitle	史学 Vol.25, No.1 (1951. 7) ,p.1- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19510700-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

邪馬臺國と大倭國との關連について

橋 本 増 吉

一

三國志魏人傳に關する一應の解釋は、明治四十三年史學雜誌第二十一編第十乃至十二號に、「邪馬臺國及び卑彌呼に就て」なる一文を發表せし以來、昭和七年十一月「邪馬臺國論考」なる小冊子を刊行せし時まで、各種の研究に於て、略論じ盡したつもりであつた。然るに、終戦の後、日本上古に對する新研究の風潮盛なるに及び、更に倭人傳に對する新研究を企圖するものを見るに至つたことは、蓋し自然の勢であらう。予自らまた當時言はんと欲して言ふ能はず、留保の已むなきに至りし點も存するので、更にそれ等の諸問題に就いて、新たなる見解を披瀝して、同學の批判を乞はんと欲し、ここにその第一歩として、この題目を掲げたのである。

二

元來、「ヤマト國」なる國名は、北九州の筑後山門郡地方に蟠踞せる、いはゆる女王國の名稱であつたと思はれるのに、それが何故に、また如何にして畿内大和の國名となり、更に全日本の名稱として認められ、使用さるるに至つたのであるかといふ疑問は、まづ第一に闡明せらるべき、難問であらうと考へる。

予は久しくこの問題に對し、一つの假説を懐いてゐた。それは「ヤマト」の名稱がその國名として使用されたのは、北九州の筑後山門郡地方に據つた部落國家が最初で、畿内大和の方はその名稱の東に移動したものであらうといふのである。されば、九州筑後に於ては、今日なほ舊に郡名としてばかりでなく、また女山の前面に於ける一邑名としても、使用されてゐるのであるが、畿内に於ては、多くの村邑を包含した、一國名としてのみ使用され、郡名としても、村邑名としても、使用されしことなく、大和朝廷の根據地は磐余イハシ（石村）の名を以て呼ばれしものなるべきことは、神武天皇の御名「磐余彦」によりても、推認せられ得るのである。ただ、如何にしてそれが畿内大和の國名となつたかについては、容易に解明し難き問題である。

予は昭和廿二年五月二十九日文部省人文科學委員會主催の史學會に於て、始てこの問題につき卑見を披瀝したのであるが、和田清博士は雑誌「歴史」創刊號に於てこれを非難せられ、

「北九州の卑彌呼の國を併せた後、この海外にまで聞えた邪馬臺の名を襲はれたのであらう」といふやうに説かれたが、しかしそれは頗る肯ひ難いことで、小國を併せた大國が小國の名を襲ふなどいふことは、先づ有り得ないばかりでなく、現に大和朝廷はその後支那に對して倭國王とは稱されたが、決して邪馬臺國王などとは言つて行かれないなかつた。

と論じ、

それではどうして今の大和地方を「やまと」などといふやうになつたか。ここに至ると尤も大膽不敵な提言であるが、それは女王國の邪馬臺の名が古の學者の手によつて、今の大和地方に移されたといふ者がある。私はその説を

信ぜざるを得ない。

と令息博徳君の新説を紹介せられ、

蓋し飛鳥・奈良朝の學者は尤も能く魏志の倭人傳を讀んだ。しかも、彼等は倭女王卑彌呼を神功皇后と信じて疑はなかつたのである。だから、その國邪馬臺は今の和歌山地方とせざるを得なかつた。随つて、國郡名撰定の時分に二字名の和歌山もしくは大倭を採つて、之をやまとと訓じたのである。

と斷じて居られるのである。

この新説は一應尤もの見解なるやにも思はれるが、なほ、再考の餘地あるやに考えられる。まづ第一に予は曩にその事について和田博士がいはれるやうに、「大和朝廷は後に卑彌呼の國を併せた後、この海外にまで聞えた邪馬臺の名を襲はれたのであらう」と述べたつもりではない。されど、その意味に聞かれたとすれば、それは予の解説の不備なるためかと思はれるので、更にこゝはこれを補足すべき要あるを思ふのである。

三

元來、我が國上古に於ける北九州と南九州と畿内地方と出雲地方との關係は、日本國成立前に於ける四大中心地域として、微妙なる立場を有せしもの如く、その勢力の消長は即ち我が建國史を形成するものと、推認せられるのである。しかも、それ等の史實はこれを記録に求むることは、頗る困難で、主として考古學上の遺物に依據しなければならぬ。實情に置かれてゐるが、畿内大和地方の勢力によりて我が國の基礎が確立せられた、その直前の形勢を暗示する遺物として著名なのは、即ち西方の銅銚・銅劍等に對する東方の銅鐸であらう。

銅鐸の絶對年代については、從來梅原博士によりて中國の前漢時代に批定されたのであつたが、最近發表された論考によると、

近頃加はつて來た資料からすると（中略）、例へば、銅鐸が稀に彌生式土器と伴出するとか、彌生式土器の上に銅鐸と同じ同文が認められるとか、その一二とせられます。なほこのことは、早く明治廿一年代に安藝で、また昭和に入つて阿波に於いて銅鐸と銅劍・銅戈等が共存して居た事實なり、多紐文鏡と兩者との共存例を通じても、兩者の同時性が確かめられて、銅劍・銅戈の方の實年代から、今や銅鐸のそれをも推し得ることになつてゐます。かくて銅鐸は朝鮮や西日本で、銅劍・銅鉞類が行はれてゐる時代に、畿内を中心に行はれてをつたもの、而も日常容器の上では、西日本と同じ彌生式土器が用ゐられてゐたといふわけであります。

となし、また

銅鐸はなほ今日東亞の國々のどこにも見出されてゐず、獨り内地のみに數多く遺存するものであるから、鑄范は出てゐませんが、この國土で作られたと見るべきでありませう。他の銅劍・銅鉞・銅戈の方では、北九州に於いてその或物の鑄范、而も現實に鑄造した痕迹をその上に印した類が発見されてゐて、當時その地方で作られたものゝあつたことが確かめられます。

と論じ、かつ、

銅鐸が大陸に近い北九州になく、より東方の畿内を中心に分布する一見異様な事實が、同地方の民衆のそれまでの生活に基く、一つの現れとなつて理解せられるでありませう。ただ右の肯定は日常の容器なり、利器に於いて、同

じ彌生式土器系の文物で特色づけられた北九州と近畿が、金屬器に於いて異つて居ることになり、延いてその點で兩地區が全く同一視出来ないの意識せしめることになります。この事は當代の墓制に於いて北九州の方が銅劍・銅鉾類と結びついて、甕棺墓が盛行してゐるのに對し、近畿を中心として別個の高塚の發達を見た事實とも相對應するだらうことに、また自から思ひ及ばしめるでありませう。銅鐸とこの高塚との緊密な關係に就ては、なほ現實に證明せられてゐませんが、いろんな點から申して、私は二者を一と見るものであり、更に銅鐸が上に申した初期金屬文化の波及した際、その地の民衆で作りに出した自己流のものたる點で、この事を可能にした前代の生活のあつたことが考へられる。

と斷じて居られるのである。⁽²⁾更にその前に刊行された「日本の古墳墓」なる高著にも、

率直に鄙見を申し上げますと、私はか様な現在の知見からしまして、銅鐸の製作者と我が古墳の營造者とは二者一でありまして、それ等は共に大陸の文化を受け容れた際に、畿内に中心を置いた、當代の民衆が作り出したものに外ならない。二つがそれぞれに特色があることは、右の事實を裏書きするものである。

となし、更に、

さて畿内を中心とした我が古墳に於いて見出される所の外形は、(中略)、圓墳・方墳―この一類に上圓下方墳と呼ばれるものもあります―前方後圓墳の三者が並び存して、前二者が普遍的な形なのに對し、(中略)、後の一つが特色を示してゐる次第であります。

と云つて居らるゝところを見ると、今日の博士の見解では、要するに、

北九州の方が銅劍・銅鉾類と結びついて、甕棺墓が盛行してゐるのに對して、近畿を中心として發達した別個の高塚、即ち他に比類なき特色を示してゐる前方後圓墳と銅鐸との緊密なる關係が認めらるべきで、銅鐸の製作者と我が古墳の營造者とは二者一である。

と認めて居らるるやうである。尤も同じく前方後圓の外形を有する古墳も、その内部構造上から、またその副葬品の相違から、それ等の營造の時代に前後の違ひが存することを認められ、

この面からも、また私の主張する銅鐸と古式圓墳なり、またそれ等と彌生式土器との相互間に緊密な關係のあつたことを、裏附けることが知らるのであります。

と斷じ、銅鐸を以てその古式前方後圓墳と同時代の遺物と推定せらるるものと、認められるのである。蓋し博士は、それ等を大觀します場合、我が古墳發達の中心が畿内であることは、いろいろの面からして殆んど疑を容れないのであります。本來塚を營む思想が大陸文化の派及の一つの表はれと見るべきものたるにもかかはらず、その門戸の北九州にあつては、その初期の時代に既述の甕棺墓が盛行してゐて、同地方の古墳墓の營造はそれよりもおくれなものとするの外なき實狀にあります。(中略)、従つて我が古墳墓の研究は畿内のそれを確かめることから發足して、他に及ぼす可きでありませう。

となし、

然るに右の銅鐸を作つた人達の奥津城に就いては、今日なほ明かにせられてゐません。一體銅鐸の用途は(中略)、日常生活に直接的な容器や利器の類でない事だけは明かでありますから、當然彼等の使用した日常の用器なり利器

の別にあつた事が考へられます、そして此の場合現實には所謂彌生式土器文物を以て、それに當てるより外はありますまい。同様に彼等がどんな奥津城を營んだかを考へるとなりますと、銅劍・銅鉾等の場合と對比して、そこに新石器時代と違つてゐたと解することが、自然な見方としますと、當初銅鐸とほぼ同じ分布を示す我が古代の古墳墓を以てそれと結びつける必然性の多いことに、自から思ひ到らしめるのであります。

と論じ、更に、

この所見に對しては、恐らく我が古墳から彌生式土器が殆んど發見されない事から、反對説が提起せらるることとありませう。なる程現在の知見では、古墳發見の容器としては、硬質の陶器（祝部土器）と彌生式土器の系統を受けてはゐるが、時代の下る土師器（埴瓮）に限られてゐますが、（中略）、以上の容器類の見出さるる古墳は、すべて時代の下るものであつて、古い式の古墳には容器の副葬は見ないのでありますから、問題は別になつて來るのであります。

と述べ、

構造の特殊な古式古墳の副葬品では、古鏡刀劍其他の武器、利器類、各種の玉類—この中に硬玉を以てした勾玉が含まれてゐる—を主として、その外では釧・車輪石・鍬形品等といふ出雲石で作つたものと、一般に石製模造品と呼ばれてゐる相似た類に限られて、日常生活に最も必要な容器たる土器類を缺いてゐる事實が、餘程はつきりして來ました。そして是等の副葬品では、鏡や車輪石・鍬形品などは、同じ遺品が多數に存すること、例へば大和佐味田寶塚や、同新山古墳に於ける鏡の如く、或は美濃青墓古墳や山城飯岡車塚古墳に見る石製品の場合が多い所

から、自然に寶器を藏したと云ふ如き感を與へるものたることが、注意されるのであります。
となし、また、

この風は前方後圓墳の形の最も整備した時期にまでもつゞいてゐますが、その頃になると時に甲冑や馬具の副葬が新たに認められます。しかしなほ土器はありません。この土器即ち祝部土器と一部土師器が豊富に副葬品として見出されるのは、近畿では横穴式石室を内部構造の主體としてゐる前段に述べた後期の古墳に於いてでありまして、それに玉類なり、馬具武具などの類が並び存してゐます。そして是等では別に以前に認められた石製模造品や出雲石製の遺品を缺き、また鏡の副葬も稀になつてゐることが注意されます。なほ通じた同じ品目にありましても、刀劍や玉類の如きに於いてまたそれ／＼違ひがある。即ち刀劍では古いそのの装具が鹿角等を以てした簡單異様のもののであるのに對し、後期の装具は環頭柄頭はじめ、各種の金銅銀等の装具を以てした、華麗な類を主として居り、玉類にありましても、特色のある勾玉に見る形の差異なり、質料の上にそれ／＼差異あることが認められることでもあります。

となし、前方後圓墳の内部構造が古式に於いては、木材を刳つて造られた舟形棺、或はそれに附隨して下底固めの設備、即ちいはゆる粘土槨、或は礫槨など稱せられる設備を見るのであり、ついでは堅穴式石室となり、更に横穴式石室を見るに至つた事實と相照應し、表裏することを力説せられたのである。

けれども、以上の所説にはかなり無理と思はれる點が、認められる。まづ第一に「北九州の方が銅劍・銅鉾類と結びついて、甕棺墓が盛行してゐるのに對し、近畿を中心として別個の高塚の發達を見た事實とも相對應する。」となし、

「銅鐸とこの高塚との緊密な關係に就ては、なほ現實に於いて證明されてゐませんが、いろんな點から申して、私は二者を一と見る」といはれる點である。「別個の高塚」「この高塚」の意味はこの記事だけからは曖昧であるが、前に引用したその他の記事から、いはゆる前方後圓墳を意味するものなることが、推認されるのである。この外形を有する古墳が畿内に於いて創始され、更に東西に普及せしことは、博士のいはるゝ通りであるとするも、東亞の各地に於いて發見せられる圓墳・方墳の類も、亦我が國では、畿内に於いて始めて營まれたとなすのであらうか。もし果して然りとすれば、予はこれに贊同することは出来ないのである。かつまた、博士は「北九州の方が銅劍・銅鉾類と結びついて、甕棺墓が盛行してゐるのに對し、近畿を中心として別個の高塚の發達を見た」といはるゝのは、北九州に甕棺墓の盛行せし同時代に近畿を中心として前方後圓墳が發達したと、認められるであらうか。されど、それについて何等の實證をも提示されないのであるから、吾等は俄かにその提案に追従することが出来ないのである。實に博士自ら「なほ現實に於いて證明されてゐない」ことを認めながら、たゞその何れも特異なものであるといふ點に基いて、「銅鐸とこの高塚との緊密な關係」を連想するのは、餘りにも危険な飛躍ではあるまいか。

四

元來、我が國に於ける高塚の發達經路を見るに、既に後藤守一氏が提唱せられた通りに、これを初期・前期・中期・後期の四期に分つて見るものが、最も穩當ではないかと考へる。即ち「その初期時代の古墳は今日までの研究では、北九州中心の地域に見られるだけで、中部日本に於いては北九州のその時代と同時代に如何なる墳墓形式が行はれたか、不明である。大和・河内・和泉を中心とする中部日本に於いて、古墳文化の特徴をなす前方後圓墳の現れたのは、その

時代に次ぐ前期時代で、圓墳もその副葬品から見ても、前期以前となし得るものが、中部日本に存在してゐるかどうかを、明かにすることが出来ない。北九州中心の初期古墳文化は彌生式文化前期末に起り、その中期が盛行時代となつてゐる。だから、もし中部日本にもこの初期古墳が存するとすれば、やはりその地方の彌生式文化中期、即ち櫛目文式の彌生式土器が盛行した時代であつてよい筈である。然るに、彌生式文化は畿内とされる地方を東限とし、中部日本及び西日本に發祥し、既にその前期時代に濃尾地方に進出の貌を示し、中期即ち櫛目文式土器の時代には、繩文式土器との接觸様式をつくりつゝ、漸次東流して奥羽地方の南域にまで及んでゐる。しかも、北九州の地域だけその前期末から中期にかけての初期古墳の存在が知られてゐるのみであり、他の地方の彌生式文化前期及び中期の墳墓形式のすべてが明らかになつてゐるのではない。櫛目文式土器に著しい尾張熱田貝塚の墳墓が、その土器製作者たちのものであるとすれば、當時彼等にはまだ古墳の築造が起らなかつたのだとしてもよい。又中國地方の彌生式文化時代の墳墓は、清野博士によつて數多く發掘調査されてゐるが、こゝにも「古墳」と見なすべきものは發見されてゐない。換言すれば、中部日本、殊に大和を中心とした地域の古墳として特徴をなしてゐるのは、前方後圓墳であるが、この前方後圓墳は古墳時代の前期に於いて、突然とその雄大な姿を顯現してゐるが如く見られるが、その以前の時代に於いて、その顯現に對してどんな準備をしてゐたらうか、即ち前方後圓墳の初期の時代があるであらうかと問はれても、今日では誰しも答へに窮するであらう。北九州に著しい初期古墳が、この前方後圓墳の祖型であるといふことは出来ない。初期古墳の一型式である箱式石棺は、次の時代である前期には、東漸して中部日本に及んでゐるが、その分布圏は海岸地域を選び、前方後圓墳の中心地である大和・河内・和泉地方には殆んど及んでゐない。即ち、一は九州系統のもの、他は大和系統のものといふが如

く、系統を異にしてゐることは、古代文化として著しい事實である。而して、初期古墳の發達した彌生式文化中期は、青銅製の劔・鉞・戈等の行はれてゐた時代であり、その青銅製利器の行はれた時代と併行して、大和中心の中部日本に於いては、銅鐸及び銅鏃が専ら用ゐられてゐた」といふ論旨は、大體に於いて從ふべき見解であらうと考へる。

梅原博士は彌生式土器も高塚も共に大陸、特に支那文化の影響と認めながら、高塚の創始地が畿内地方なるべきことを強調し、「當代の墓制に於いて、北九州の方が銅劍・銅鉞類と結びついて、甕棺墓が盛行してゐるのに對し、近畿を中心として別個の高塚の發達を見た」と稱し、北九州地方よりも前に畿内地方にて高塚の發達があつたものと認めて居らるやうであるが、しかも、それは何等現實に即しない、獨斷ではあるまいか。何人にも明白なやうに、地理上より見ても、北九州の地が大陸文化の影響を受容するに、最も有利な位置にあるばかりでなく、また大陸文化影響の結果と認めらるる彌生式土器の遺跡も、北九州に於いて最も濃厚で、その發達が畿内地方に遅れたと認めらるべき何等の根據をも存しないし、いはゆる甕棺墓の制が、朝鮮半島の一部に於いても、また梁の武帝の天監五年に、中支の丹陽山に於いても發見されたとすれば、その系統を大陸に有することが推せらるる譯であらうが、その副葬品として極めて稀ではあるが、たとへば筑前の三雲や須玖等から、銅鉞・銅劍等の外に、多數の支那前漢時代の鏡が見出されて居り、一般にはなほその外部の標識として認められるべきものを缺いてゐるが、しかも須玖に近い、筑前板付の遺跡では、埋葬の部位の既に封土形をなしてゐたことが、認めらるるとすれば、いはゆる高塚の制が北九州よりも早く、畿内の地に始まつたとして、認むべき何等の理由も存しない譯で、後藤氏がいはるるやうに、いはゆる初期古墳と認めらるべき一類の高塚が、まづ北九州に起り、それと同時に於いては、中國や畿内地方にはなほその制の存在した形跡が發見せられ得ない

のが、今日の實情である。

而して、その副葬品として發見せらるる銅劍・銅戈の類が、いはゆる銅鐸と共存せし實例が發見せられて居り、更に多紐文鏡と兩者との共存例も見出されてゐるとすれば、いはゆる銅鐸なるものが、北九州を中心として、銅劍・銅鉞・銅戈の類が使用されたと同時代に、中國畿内方面に於いて使用されてゐたことは、認めらるべきところであり、しかもその同時代に於いて、なほその地方に於いては、高塚制の存在せし實例を見出すことが出來ないのが、今日の現實である以上は、たとひその銅鐸の分布地域が、その地方に現れ、特異なる墓制として注目される、古式前方後圓墳の分布區域と一致することが、認められ得るとするも、それとは時代を異にする、前時代の遺物として見るのが、當然の態度ではあるまいか。もし梅原博士がいはるるやうに、古式の前方後圓墳の副葬品としては、古鏡刀劍の類、各種の玉類、特に硬玉製勾玉、出雲石製の劍・車輪石・鍬型品等、その他一般に石製模造器と稱せられるこれと類似のものに限られ、日常生活に最も必要な容器たる土器類を缺いて居り、自然に寶器を藏したといふ感を與へるものであるとすれば、同じく寶器の性質を有するものとの感を與ふる銅鐸が、全然これと關連して出土しないことは、たとひそれが單なる寶器と見るべきものではない點に於いて、それ等の副葬品と多少性質を異にするものありとするも、果して同時代のものとして速斷し得べきものであらうか、大いに疑ひなきを得ないのである。單に前方後圓墳と銅鐸とが共に畿内地方を中心として、同一地域に分布せられて居り、何れも他に比類なき特殊なものであるといふだけで、その兩者の間に何等緊密なる關係を實證すべき事實が發見されてゐないのに、直に兩者共に畿内地方に於いて、時代を同うして創始せられ、分布せられたと見ることは、餘りにも自己の希望に誘引された、飛躍的獨斷たるの傾向著しとの感なきを得ないのである。

もしその民族にして同一ならば、同じく他に比類なき特色を有する文化を創始することは、時代を異にしても勿論起り得べきことで、銅鐸と前方後圓墳とが同じく他に比類なき特色を有するといふ事實だけに依存して、その兩者の創始が同一時代であらうと解することは、單なる希望的獨斷に過ぎざるところでは、多言を要せざるところであらう。

五

要するに、銅鐸と前方後圓墳とは共に畿内地方を中心とし、我が日本民族によりて創始されしものなるべきは、まず疑問なきことであるとするも、その時代を異にして出現せしものなることは、これを認めざるを得ないのである。たゞ前方後圓墳が畿内地方を中心とするものなることには、異論の餘地なしとするも、銅鐸の起源地については、なほ多少疑問の點が存するやにも考へられるのである。

蓋し、前方後圓墳の場合は、たとひそれが、古墳時代の前期に於いて、突如としてその雄大な姿を顯現せしが如く見らるるとするも、また北九州に著しい初期古墳が、この前方後圓墳の祖型であるとはいへないとするも、「高塚」といふ點に於いては、兩者一致するものであるから、思想的に後者は前者の系統に屬し、單にその型式に於いて、後者は前者の變形發達せしものと認むることには、何等の無理も存しないであらうと考へる。ただ何故にまた如何なる事情に基いて、かの特殊の型式の古墳が發現せしかは、未だに不明のこととされてゐるが、その正面にはゆる前庭を伴ふてゐる秦始皇陵などに、ヒントを得たとも思へないし、その特異の型式に對する解釋は、誠に困難なものである。けれども、同じく特異の型式を有するかの銅鐸と共に、我が民族の構想に基いて、創始されしものなるべきことは、異論なきところでは、予の卑見では、その最古式と思はるるものの内部構造が、刳り舟型棺となつてゐる事實から考へると、入棺のこ

とを「舟入」といふ言葉なども思ひあはせて、それが水葬の名残りを留むるものかと、推考せらるるのであり、随つて、中國文化の影響により牛車の利用起りし時代には、貴人の死體を運ぶのに、後世にも見らるる如く、車を用ひしこと勿論なるべく、こゝに死體を葬むるに刳舟によりしたために、その名残を古墳内部に留むると、同一の思想に基き、その墳墓の外形をも亦牛車に模するに至つたものではあるまいか。その最も典型的のものは、即ちいはゆる「車塚」の名を以て呼ばるるものであらうが、その他のものも凡てその形式は略式のもので、その原型のくづれし形と見るべきではあるまいか。何となれば、もしその形式が何かに型どりしものとすれば、後世種々の形を残すとするも、その祖型たりしものは、必ずその中の一なるべきは、當然の事情であらうと思はれるからである。なほ「奥津城」なる言葉も恐らく元來この車塚に始まりしもので、「奥」なる語は「口」に對する「オク」で、前方墳即ち「クチ」に對し、後圓墳即ち「オク」の「キヅカレン」墓を意味するものではあるまいか。たとひ前庭部にも死體を埋葬しありとするも、それは後にその主墳の主と親密なる關係にある人を、併せ葬りしものと見て、陪塚の制すらありし時代、大なる不思議でもあるまいかと考へる。

また、銅鐸の場合も同様で、その祖型として認むべきものが、何であるか、何時、何處で、如何なる事情の下に發生し、何に用ひられしものなるか、凡て全く不明であり、梅原博士はそれが支那の扁鐘に基くと認められるのであるけれども、我が銅鐸と扁鐘との間には、その型式上著しき相違あるばかりでなく、心理的にも劍や勾玉や鏡などのやうに、我が民族と支那の扁鐘との間に特殊な關係を生じ、それに基いて、いはゆる銅鐸を案出するに至るべき、何等の因縁をも見出すことは出来ないのである。予はそれよりも馬鐸を以てその祖形となす所説に賛したい。その外形が扁鐘以上に

銅鐸に類するものがあると共に、心理的にも古くより神聖視した神馬との関連に於いて、これを神聖視し、寶器視するに至るべき因縁をも、考へ得らるるからである。

されど、それはとにかくとして、更に一層重要なことは、それが創始され、使用された時代と、その遺物によつて知られ得る、歴史的事實である。蓋し、銅鐸が北九州を中心として銅劍・銅鉞・銅戈等の盛行せしと同時代に、中部日本に於いて使用されたりしことは、既に一般に認めらるゝ事實なること、曩に述べた通りである。しかも、北九州に於ける銅劍・銅鉞等の使用が初期古墳の發生前、いはゆる甕棺墓時代に行はれ、或は初期古墳時代にも及ぶかと、疑はるるのであるから、中部日本に於ける銅鐸使用の時代も、また勿論古墳發現以前に溯るべきものと、認めざるを得ないのであるが、たゞ、それが多紐紋鏡と共存してゐたからとて、直にその時代を前漢時代に溯らしむる譯には行かないであらう。何となれば、我が國內の事情について見るに、我が日本民族が大陸、特に支那の影響を著しく蒙り始めたのは、やはり漢の武帝以後のことと思はれるので、前漢時代に於いて既に早く青銅器類の製作使用を見るに至つたとは、如何にしても考へ得られないし、しかも、銅鐸に見る如き銅器の鑄造をなし得た時代に於いては、その他の日常用具類にもまた勿論銅器の製造使用を見たことと、思はざるを得ないからである。銅鐸が銅劍・銅鉞などの如くその鎔范を遺さないのは、その性質上これを取り出すに當りて、その破壊を必要とせしためであらう。してみると、我が東西の兩地域に於いて、銅劍・銅鉞・銅戈の類と銅鐸・銅鏃の類とが相並んで製造使用されてゐた時代は、支那に於いては果して何時の頃に當ると、見るべきものであらうか。

六

翻つて、更に中國の記録について見るに、漢時代の文献としては、漢書地理志第八下、燕地の條に、「夫樂浪海中有倭人、分爲三百餘國、以三歲時來、獻見云」とあり、前漢時代の著作かと推せられる山海經海內北經に、「蓋國在鉅燕南倭北、倭屬燕」との記事が見え、ついで、後漢王充の論衡儒增篇に「周時天下太平、越裳獻白雉、倭人貢鬯草」との記事が見えるだけである。それから、南朝劉宋の范曄撰後漢書光武帝紀中元二年の條に、「東夷倭國國王遣使奉獻」とあり、同書東夷傳にも、「建武中元二年、倭國奉貢朝賀、使人自稱大夫、倭國之極南界也、光武賜以印綬」と見えてゐる。更に同書安帝紀永初元年冬十月の條に、「倭國遣使奉獻」とあり、同書東夷傳にも、「倭國王師升等獻生口百六十人、願請見」と見えてゐる。こゝに「倭國」、「倭國王」とあるのは、何れも傳寫の際、後世の思想によりて書き改められたもので、元來は「倭面土國王師升等」とありしもので、それは「倭回土國」の誤記なるべく、「倭の奴國」の隣國なる「倭の回土國」即ち、筑前の「伊都」と同音の異譯なるべきこと、會つて詳論せし通りである。要するに、前漢に始つた中國との交渉は、後漢に入りて北九州の那國や伊都國の入貢となり、殊に那國王の如き、光武帝より「漢倭奴國王」の金印を賜ひ、その金印かと思はれるものは、後に天明四年（西紀一七八四年）筑前志賀島にて發見されたのであつた。しかも、我が方よりの貢物は安帝の永初元年（西紀一〇七年）に於いてすら、「生口百六十人」だけで、他に何等の産物をも奉獻したとは、見えないのである。

かくて、三國時代に入り、邪馬臺國女王卑彌呼の遣使入貢となり、こゝに始めて倭人に關する詳細なる記事を見るに至るのであるが、景初三年（西紀二三九年）六月女王最初の遣使には、「男生口四人、女生口六人、班布二匹二丈」とあるだけで、魏よりの賜物は親魏倭王の封冊金印紫綬の外に、「絳地交龍錦五匹、絳地縹粟罽十張、蒨絳五十五匹、紺青五十

匹、及び「紺地句文錦三匹、細班華麴五張、白絹五十匹、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、眞珠鉛丹各五十斤、」とあり、かつ使人難升米は率善中部將に、同牛利は率善校尉に叙せられて、銀印青綬を賜つて居り、當時兩者文化の相違著しきものあつたことが、推認めらるるのである。それ等の詔書・印綬及び賜物は翌正始元年（西紀二四〇年）に帶方郡太守弓遵が派遣した建中校尉梯儁等によりて、倭國にもたらされ、倭王を拜假し、倭王はその使に因つて上表し、詔恩を答謝したのであるが、更に正始四年（西紀二四三年）に二度目の使を派遣した時には、貢物として生口の外に、「倭錦、絳青縑、緜衣、帛布、丹、木狝、短弓矢」を獻じてゐるのである。

されば、最初の入貢から僅に三・四年の間に、文化の面には著しき相違が生じたらしく見えるので、記録には見えな
いが、或は最初の入貢の時、織工なども伴ひ歸つたのではないかと、疑はるゝ譯である。それから、正始八年（西紀二四七年）に卑彌呼が死し、その宗女壹與の時、曩に帶方郡より派遣された、塞曹椽史張政等の還るを送り、倭大夫率善中郎將掖邪拘等二十人を遣した時には、その貢物は男女生口三十人の外に、白珠五千孔、青大句珠二枚、異文雜錦二十匹となつてゐる。前回に比し、文化面に於いて大いなる差異はなさそうであるが、たゞその富の點に於いて増大せしものありしやに、疑はるるだけである。

和田博士は「今、倭人傳の記事を閲するに、所謂倭女王は魏の景初三年から正始八年に至る約十年の間に、五たび使を遣はして魏に通じ、之に對して魏も亦前後二回特使を派して倭に使せしめてゐる」と述べ、更に、その「註⁽¹⁵⁾」で、「或は讀み方によりては倭女王の遣使は五回でなくして、四回になる。橋本博士の解釋によれば、魏からは、郡使の他に魏帝の勅使も來て、隨つて、後者は倭女王の都まで行つたことにしてゐられるが、それは誤解である。魏の使は帶方

郡使が二度來ただけで、それは何れも伊都國に駐まり、女王國までは行かなかつた。¹⁶と論じて居られるのであるが、魏志の本文に對し、忽卒なる讀過に際しては、恐らくその解釋に従ふべき感を懷くものも少からず存することと思はれる。けれども、その本文につき、更に細心熟慮以てこれを精讀すれば、必ずしも俄にその解説に従ふ譯には行かないかと考へる。即ち、和田博士が倭女王の遣使を五回と解せらるるのは、「倭王因_レ使_レ上_レ表、答_レ謝詔恩_レ」とある文句を以て、倭女王よりの遣使と解せられるためであらうと思はれるが、この場合の「使」が女王の使ではなく、魏の使を意味するものなることは、殆ど疑ひなく、隨つて、女王の遣使は四回と見るべきであらう。何となれば、もし女王より更に使を出せしとすれば、「表」のみでなく、必ず「貢物」を伴ふべきはずと思はれるからである。それから、その四回の中で、景初三年と正始四年の卑彌呼の遣使と正始八年の壹與の遣使は、何れも魏の京都まで行つたものであるが、正始八年の卑彌呼の遣使は明らかに「詣_レ郡」と記してゐるので、郡への遣使なりしことは、疑問の餘地がないのである。これに對して、魏よりの遣使は二回ではなく、恐らく三回であつたと、認められる。即ち、正始元年帶方太守弓遵が朝命により建中校尉梯儁等を遣し、詔書印綬を奉じ、倭國に詣り、倭王を拜假せし時と、正始六年に詔して倭の難升米に黃幢を賜はつた時と、正始八年に太守王頌が塞曹椽史張政等を遣し、詔書黃幢を齎し、難升米を拜假し、檄を爲つて之れに告諭せし時との三回である。その中で、最初の遣使は太守弓遵が自己の代理として建中校尉梯儁等を派遣したのではあるが、その詔書の本文中に「裝封付帶方太守假授」とあるのであるから、本來太守自身使節として倭國に詣るべき譯であらうが、恐らく事情任地を離るゝ能ざるものありとなし、その代理を遣したものであると思はれるので、外見上、郡より派遣せしものではあるが、その性質上、郡使と見るべきものでなく、當然勅使と見るべきものではあるまいか。然るに、正始六

年の場合は「付_レ郡假授」とあるので、恐らく當時いはゆる大率として伊都國にゐたと思はれる、倭の難升米に黃幢を齎したものは、もとより郡よりの使節であつたと思はれるし、正始八年の場合は、時の太守王頎が官に到りて、倭の使節が報告した、倭女王卑彌呼と狗奴國男王卑彌弓呼との相攻撃の狀を傳へ、皇帝よりの勅許を得て、塞曹掾史張政等を遣したのであるから、これもその性質上郡使と稱すべきものであらう。されば、第二回目の使節が伊都國に駐つて、女王の都まで行かなかつたことは、勿論であらうが、第三回目の使節も「爲_レ檄告_レ喻_レ之」とあり、また「政等以_レ檄告_レ喻壹與_レ」とあるので、やはり伊都國に駐りて、女王の都には行かなかつたものと、推認されるのである。(位)

なほ、この事實は、その前にいはゆる「一大率」について記せし際に、
自_二女王國_一以北、特置_二一大率_一、檢_二察諸國_一、諸國畏_二憚_レ之、常治_二伊都國_一、於_二國中_一有_レ如_二刺史_一、王遣_レ使詣_二京都_一、帶_二方郡_一、諸_二韓國_一、及_二郡使_一倭國、皆臨_レ津搜露傳_二送文書_一、賜_二遺之物_一、詣_二女王_一不_レ得_二差錯_一、

とある記事を熟讀翫味することによりて、更に一層確認せられ得るやに、考へられるのである。蓋し、忽卒にこれを一讀せる場合は、この記事により、倭女王の使節が魏の京都と帶方郡と諸韓國とに使せしことが、知らるゝと共に、魏の方からは、郡の使節が來ただけを記してゐるのであり、かつまた前の方で伊都國について記せし條に、「郡使往來常所_レ駐」とあるから、それ等の郡の使節は皆常に伊都國に駐り、女王の都せる邪馬臺へは行かなかつたのであり、しかも、後の條に記せるところでも、魏の使節は皆郡より派遣せしもので、即ち郡使であつたことが知らるのであるから、彼等は常に伊都國に駐り、それより邪馬臺國へ至る道程は、たゞ傳聞によりて知られたものに過ぎなからうとの結論に、到達するに至る譯であらう。實に白鳥先生を始め、和田博士、榎一雄氏等の所説は、皆かくの如き考案に據られしもの

かと、推想せられるのである。

七

けれども、それはなほ一を知つて二を知らざるもので、更に考慮の餘地あるべきを、思はざるを得ないのである。蓋し、魏志の本文によると、「王遣使詣京都、帶方郡、諸韓國、及郡使倭國、皆臨津搜露、傳送文書、賜遺之物、詣女王、不得差錯」とあるから、記者は倭女王の使節が、魏の京都、帶方郡及び諸韓國に派遣されしことあるを認むると同時に、また、これ等の各地からの使節の派遣をも考慮したはずである。しかも、それに對して京都よりの遣使についても、諸韓國よりの遣使についても記するところなく、たゞ「郡使倭國」とのみ記したのは、中國關係の記事として、この場合、諸韓國の遣使は考慮するの要がなく、またその事實に關する史料も有しなかつたためかと思はれるが、京都よりの遣使について記さなかつたのは、事實上、京都よりの直接の使節がなかつたためであらう。しかも、後條の本文によると、最初の正始元年の使節は特に詔書及び金印紫綬を奉じ、魏の女王卑彌呼を始めて「親魏倭王」に封ずるために、勅使として派遣さるべき帶方郡の太守弓遵の代理として、建中校尉梯儁等を遣し、詔書印綬を奉じ、倭國に詣り、倭王を拜假し、併せて詔を齎し、金帛、錦罽、刀鏡、采物を賜ふたのである。同じく倭國に使せしめし場合でも、當時伊都國に駐在せし邪馬臺國の大率かと思はれる、難升米に黃幢を賜はつた場合には、「郡に付して假授」せしに對し、「帶方太守に付して假授」せしむとなす、その記載の型式にも相違があるが、また、伊都國に駐在した倭の大率に關する記事に於ても、一方倭國への遣使に關しては、單に「郡使倭國」とのみ記し、「詔書印綬」については全く記するところなく、單に「文書、賜遺の物を傳送し」とのみ記してゐるのである。蓋し「詔書印綬」は他をしてこれを傳送せしむべ

き性質のものではなく、使節自身必ずこれを奉すべきはすのものであるためであらうと思はれる。しかも、「詣_二女王_一」不_レ得_二差錯_一」とあるので、正始元年倭の女王封冊の時の遣使についても述べてゐるには相違あるまいが、それは倭の大率にとりて、魏よりの遣使に過誤なからしむることは、その重大責任であつたはずであり、その事實が特記せらるべきことは、當然であらうと推認せらるるのであるから、郡より派遣せし勅使代理が、「詔書印綬を奉じて」倭王を拜假するために、女王の國邪馬臺へ行くを送り、「并に齎す所の文書や賜遺の物を傳送し」、「女王に詣つて差錯なからしめた」事實を記せしものと認むべきであらう。まづ「奉_二詔書印綬_一」詣_二倭國_一、拜_二假倭王_一」とあり、更に「并齎_レ詔、賜_二金帛、錦、刀、鏡、采物_一」と記せる事實を注目すべきである。

そのみならず、普通の常識から考へても、當時東邊の一小部落國に過ぎなかつた邪馬臺國の女王が、自ら中華を尊崇敬慕するの餘り、使節を派して帶方郡に詣り、「天子に詣りて朝獻するを求め」ために時の帶方太守劉夏は吏を遣し、これを送つて京師に詣り、そこで魏の皇帝は女王を親魏倭王となし、金印紫綬を假し、裝封して帶方太守に付し、これを假授せしむることとなり、時の帶方の太守弓遵は自己の代理として建中校尉梯儁等を派遣したのであるから、邪馬臺國にては當然これを自國に迎へ、女王は親しくその封冊金印紫綬を拜授すべきであり、當時それを以て近隣の諸國に對する誇りとし、自國の權威を増大誇示するに足る、最大の名譽と思惟したはずである。たとひ、その使節が事實上太守代理として派遣されたものであるとするも、その性質上、明に勅命により金印紫綬を奉じて渡來した、冊封使であつたのであるから、それをその途中伊都國にとりて、邪馬臺國に至らしめなかつたとは、到底考ふべからざるところである。單なる賜物を賜ふ場合や、恐らく伊都國駐在の大率であつたかと思はるる難升米に、黃幢を賜ふ場合などは、全

くその事情を異にするのである。邪馬臺國までその使節を導入して、その貧弱な實情を知らるるを恐れたために、これを伊都國にとどまらしめたとなすが如きは、徒らに後世の日本人の思想を以て、日本國成立以前に於ける古代倭人の思想を忖度するもので、時代錯誤の考案たるに過ぎないものであらう。白鳥先生も會て東洋文庫の講演に於いてこの事について論ぜられ、支那側にも使節の功を誇る誇張があつたであらうが、日本側にも相手を畏憚せしむるための偽瞞があつたとなし、恰も後漢の甘英が條支に阻まれたやうに、魏使も倭人に阻止されて、伊都までしか來なかつたと論ぜられたのであるけれども、甘英が班超に派遣されたのが、單なる私的の使節であつたのに對して、正始元年の邪馬臺國への使節は、既に曩に述べた通りに、女王の請願に基き、勅命によつて派遣された「冊封使」であつたから、全然その事情性質を異にするものであり、殊にその後二回に互り、「郡使」の往來もあつたのであるから、その後の事情も甘英の場合とは全く異つて居り、兩者を一にして對比推論することは、無理であらうし、その當時の情勢からも、倭人側にあの場合相手を畏憚せしむる偽瞞の必要があつたなどは、思はれない。

かつまた、魏略或は魏志撰者の立場から見ても、中國人として四邊の蠻夷に對する古來の矜恃からも、勅命により、その「詔書印綬」を奉じて使せし「冊封使」が、女王の國邪馬臺まで行くことが出來ず、途中伊都國に駐められたとは、思ひもよらぬことで、その使節が邪馬臺國の女王に詣つて、その使命を果せしことは、當然の事實として認めゐたりしものなるべく、さればこそ、伊都國に關する記載には、特に「郡使往來常所駐」と記し、一大率に關する記載にては、「郡使倭國」と記し、伊都國に駐まりしものが、正始元年の「冊封使」にあらずして、その他の郡より派遣せし「郡使」なることを、特に明記せるものであらうと、考へられるのである。

なほ、かの帶方郡より邪馬臺國までの記載の中で、伊都國までの記事は魏の使節が直接目睹せし事實について記せしものなるべきも、伊都國以後の記事は傳聞によりしもので、實際の知見によるものでなく、随つて、その里程日程は各々伊都國よりの距離を記せしもので、伊都國より邪馬臺國までの單線的、繼續的の記事ではあるまいとの所説の如き、その理由として、以上挙げた魏よりの使節を以て、凡べて郡使と見ること以外に、伊都國の前と後との記載法に相違あることをも挙げてゐる。¹⁹⁾けれども、魏志の本文について見るに、「自女王國以北」の國々に關する記載と、「其餘旁國」に關する記載との間には著しき相違があり、女王國より以北の國々については、その戸數道里及びその方向が略載されてゐるのであるが、その餘の旁國については、たゞその國名を記すのみで、その他には何等の記載をも存しない。然るに、伊都國前後の記事は何れも方位、里數、官名、戸數を挙げて居り、それ等の點に於ては全く異るところを見ないのである。たゞ末盧國まではその他に地理的狀態、經濟事情或はその地の習俗などについて記して居るが、伊都國よりは全くそれ等の記事を見ない點に於て相違を見るだけであり、伊都國については「世有王、皆統屬女王國、郡使往來常所駐」なる特殊の記事を見るだけである。そこにその兩者に何等か異なる事情の下に作られた、性質を異にする記載にあらざるかを、思はしめるものが存するのであらうが、しかも邪馬臺國については、特に場所を異にして、更に詳細なる記事を傳へてゐる。これ蓋し、末盧國までは魏の使節等が倭人國の風物として目新しく感じたために、特にそれ等について記載したのであるけれども、伊都國以下はその風物大同小異で、これを特記する要を認めなかつたために、これを記さなかつたのであらうと思はれる。たゞ首都の邪馬臺國については、單に使節の見聞のみならず、その後の傳聞をも參照し、詳細なる記事を作つたものと思はれるので、そこに場所を異にして、これを特記する必要も認められたのであらう

と考へる。要するに、榎氏の疑問とするところは、その實、何等疑問とするに足らないのである。

八

なほ、遺稿としてオリエンタリカ創刊號に發表された、白鳥先生の「卑彌呼問題の解決」なる論文を見るに、先生は予が魏志の不彌國より投馬國を経て、邪馬臺國に至る日程記事が、不彌國までの記事とは異つた、九州北岸より畿内ヤマトに至る行程を記せる史料によりて書き改められたものであらうとなす、卑説を排せられ、

魏志の本文が數種の史料を接合して成つたものであることは、疑ひないとして、又魏志の編者たる陳壽、或は魏略の編者たる魚豢が、當時漸く勃興期にあつた大和朝廷に對する、若干の知識を有したであらうことも、固より餘輩の信ずるところである。併しそれかと言つて、魏志に不彌國より投馬國を経て、邪馬臺國に至る際の日程として記されてゐるものは、實は九州より出雲を経て畿内大和に入る日程を編者が不彌國より三瀨上妻下妻のツマに當る投馬國を経て、筑後山門郡に至る日程を誤記したのであると見るのはどうであらうか。

と疑ひ、

餘輩は後説するが如く、その日程記事を尙ほ九州のこととして理會し得るものと信ずるのであつて、それが可能な以上、明かに九州邪馬臺國に至る日程と記され居るものを、敢てむづかしく考へて、畿内大和に至る日程を誤記したものとするに及ばないと思ふ。

となし、隋書倭人傳に、倭人は「不知里數、但計以日」とあるから、

飛鳥時代の日本人が尙ほ日數を以て距離乃至行程を示してゐたことは、明かであり、従つてそれより更に古い三國

魏の時代に於て、特にかかる方法がとられたことは、當然であらうと考へられるので、魏志の日數記事が倭人よりの傳聞に據れるものであることは、先づ動かないところであらう。さうして里數を以て示す時は勿論であるが、日を以て距離行程を他人に語る際には、方位方向を明示するのが、普通であるから、魏志或は魏略の編者が有して居た、邪馬臺國に至る日程についての資料—その基は倭人よりの傳聞—は、恐らく日程だけから成立つて居たものでなく、方向を含むものであつたと信ぜられるのである。果して然りとすれば、それは多分魏志に見える、「南至投馬國、水行二十日」、「南至邪馬臺國、女王之所都、水行十日、陸行一月」と云ふ形に近いものであつたに違ひないのであつて、南といふ方向は最初からついて居たと考へるのが、穩當であらう。若し橋本氏の如く、この日程は元來畿内大和に至るものであつたと見るならば、それに附せられてゐた方向記事は、東或は東北であつたと見なくてはならない。然らば魏志の編者は唯聲音の類似に捉はれて、南と東(或は東北)との方向の相違を全く無視したことになるのであつて、さう考へるのは、少しく武斷に過ぎる。而も彼は「女王國東、渡海千餘里、復有國、皆倭種」とあるやうに、更に東方に尙ほ倭種の國があると云ふことを承知してゐたのであるから、若し東の國へ向つての日程記事があるならば、寧ろ彼はこれを「復有國、皆倭種」と見えるその國に至る日程記事と判斷したらうと思ふ。更に南のヤマトに至るにも、東のヤマトに至るにも、途中に共に投馬國に當る大國があつたと云ふのはよいとして、この兩行路に於ける最も著しい要衝の地として、共に兩投馬國の名稱のみが擧げられたと云ふのは、餘りにも偶然すぎる一致ではあるまいか。

と論じ、更にいはゆる後説に於て、

魏志倭人傳によれば、帶方郡から邪馬臺までの距離は萬二千餘里となつてゐる。(中略) 郡から不彌國までの距離は都合一萬七百餘里の譯である。従つて萬二千餘里から一萬七百餘里を減じた残りの一千三百餘里は、不彌國から邪馬臺國に至る距離と見なければならぬのである。そしてこの一千三百餘里といふ距離は、倭人傳の他の里程記事、例へば對馬國から一支國に至る距離が千餘里であると云ふことから考へると、それが極めて短い距離を示すものであることが、明瞭である。然るに一方魏志には、(中略) 不彌國から投馬國に至るに水行二十日を要し、更に投馬國から邪馬臺國に至るのに水行十日陸行一月を要すると傳へてゐるのである。つまり不彌國から邪馬臺國に至るには、水陸の旅程六十日もかゝるわけで、陸行一月の月を日の誤りと見ても、三十一日を必要としたわけである。これは先の里程記事から判断される不彌國邪馬臺國間の距離一千三百餘里を行く日數とすると、餘りにも多過ぎるところは、何人にも感ずる所であらう。確かにこの里程記事と日程記事とは互に矛盾する記事であると認めながら、しかも、

邪馬臺國即畿内大和論者はこの里程記事に全面的の信頼を置き、その日數の多いことを以て、直ちに邪馬臺國の遠隔なるを想定し、これを畿内大和に比定するのであるが、一方に於て魏志の里程記事、方向記事及び狗奴國に関する記事は、いづれも邪馬臺を九州に置くことを有利ならしめるのであるから、これらの總てを捨て去つて、ひとり日程記事のみに即くことは、危険なことと言はねばならない。しかも若し邪馬臺國を九州に置いて、なほ且つこの日程記事と里程記事との矛盾の由來を明かにし、その謂はれあることを指摘して、問題を解決し得るとすれば、この日程記事あるが故に、九州説を採ることを躊躇する人々のため、その疑問を晴らすことが出来るのであつて、結

局それは邪馬臺國問題を根本的に解決することになるであらうと思ふ。

となし、そこでの「郡使往來常所駐」なる伊都國に關する文句に注目し、それに塞曹掾史張政等の「以檄告諭」とある記事、及び大率に關する記事を参照し、「郡使は唯伊都國まで來ただけで、それから先に行かなかつた」とものと斷じ、されば「不彌國から邪馬臺國に至る距離が千三百餘里であつたといふ」その里程は、「魏人が直接體驗した知識でもなく、又倭人より得たものでもない」とすると、それは恐らく魏略の編者なり、帶方郡の役人などが、机上に於て作製したものとするより外はない。(中略) その際何かを標準にして、かかる數字を作り上げたものと見なければならぬ。然らばその標準とは何かと云ふに、これを彼等のたとへ傳聞ながら既知の知識であつた、日程記事に置くのが、最も正しい見方であらう」となし、そこで後漢書南蠻傳に見ゆる李固駿の言葉の中に、「軍行三十里爲程、而去日南九千餘里、三百日乃到」とある文句に基き、

魏略の編者あたりが、日程だけを知つてゐて、それから大體の里程を算出する場合に、先ずこの様な常識を基としたのであらうことは、想像に難くない。そして三十里と云ふのは、軍隊の舍行であるから、普通人の行旅の際はそれより十里多く、一日四十里と見て、これに不彌國より投馬國を経て、邪馬臺國に至る日程、即ち水行三十日、陸行一日を乗じ、乃ち不彌國・邪馬臺國間の千三百餘里と云ふ距離を算出したといふことも、又極めて有り得べき事情である。兎に角、千三百餘里といふ里數が、机上に於て考定されたものと見られる以上、この里數を右の如く解釋することが、最も正鵠を得てゐると思ふのである。恐らく魏略の編者或は帶方郡の役人は、郡より不彌までの距離が一萬七百餘里であることを知りながら、不彌國より邪馬臺國に至るものとしては、唯日程に關する史料しか有

しなかつたので、この日數を彼等の常識から里數に換算して、一千二百四十里なる數を得、これを帶方郡より不彌國に至る距離一萬七百餘里に加算して、終にかの「自郡至女王國、萬二千餘里」の如き傳へを作り上げるに至つたものであらう。

と斷じ、しかも「これだけでは、その日程が不彌國（太宰府附近）より筑後山門郡にあつたと考定される邪馬臺國に至るものとしては、尙多過ぎると云ふ問題は、解決されないのであるし、又魏志倭人傳に擧げられる里程が、すべて實際の地理に比較して、過多に失するといふ問題も残つてゐるわけである」となし、「この過大な數字はどうして生れたのであらうか」というに、それは「三國時代の東亞の國際關係の上から考へることが最も妥當」であると稱し、魏が公孫氏を滅し、ついで高句麗を討つたので、更に海を越えて倭國をも討伐しようといふ主戰論者を出し、他方その反對論者も存したことも、想像されるのであるが、その反對論者の錚々たるものは、帶方郡から郡使として倭國に來つた經驗のあるものなどで、そこで彼等が歸郷してから、報告書を魏の朝廷に提出する際、ことさらに實際の里程を延長し、倭國討伐の非常に困難な大事業なることを知らしめ、倭國討伐論を封じようとしたものと見、更に日程記事の誇張に就いては、これは倭人よりの傳聞であるから、その誇張して語つたものは日本人であつたとせねばならないが、それは倭人が魏の倭國討伐の氣配を察し、ために魏使の來るや、これを伊都國に停めて、内部に入らしめず、これに語るに倭國の首都邪馬臺國が、甚だ遠隔の地で、到り難きことを以てし、魏の倭國討伐の志を放棄せしめんと圖つたものであらうとの推想を、敢てせられたのであつた。

されど、予は遺憾ながら、懇切なる先生のこの最終の御示教に對しても、亦遂に服することが出來ないのである。先

生は魏志倭人傳の本文が「數種の史料を接合して成つたものであること、」及び「魏志の編者たる陳壽、或は魏略の編者たる魚豢が當時漸く勃興期にあつた大和朝廷に對する若干の知識を有してゐた」となす、予の見解に同意しながら、しかもたゞ日程記事に關する解釋に於てのみ、その異説を堅持主張せられ、愈々出で、愈々僻説に陥るものあるやに思はるるのは、何故であらうか。蓋し先生は魏志倭人の帶方郡より邪馬臺國に至る里程記事及び日程記事を以て、飽くまで魏使の報告だけに基きて記されしものと、認定せられ、隨つてその里程、日程記事を以て飽くまで九州だけに關するものと認めらるるがために、特にかの「郡使往來常所駐」なる文句に注目せられ、しかも和田博士が詳解されしと同様に、魏帝よりの使節も亦郡使なりと誤解せられ、従つて魏使は伊都國に駐つて、邪馬臺國に行かず、伊都國より以後の記事は皆倭人よりの傳聞によりしものと認め、遂にかの「自郡至女王國、萬二千餘里、」なる文句も、魏略の編者魚豢か或は帶方郡の役人などがこの日程記事に基いて算定せしものとなし、更にその里程記事、日程記事の過大なるは、當時魏に倭國討伐の議があり、これと反對の立場にあるものが、その議を封ぜんと欲せしがためと、また倭人がその討伐を感知して、これを斷念せしめんと欲せしがために、かくの如き誇張を敢てせしものとの想像を、逞しくせらるるに至つたのであつた。乃ちかの日程記事を以てその里程記事と同様に飽くまで魏帝よりの使節の報告に依據するものと認定せらるることゝ、その主張推定の根據が存するものと認められるのである。しかも、何故にそれが魏使の報告にのみ基きしものとして、認めなければならぬのか、その理由については何等の解説も見ないのであるから、要するに先生一人の獨斷以外の何ものでもない譯であらう。そこにその解説の根本的誤謬が存するのであり、何等確乎たる根據理由なき獨斷をば、事實として實證せんと努力せられし結果が、愈々無理なる推論を進展せしむるに至つたものと認められるのである。

先生は日程記事が倭人よりの傳聞によるものなることを認められると同時に、「里數を以て示す時は勿論であるが、日數を以て距離行程を他人に語る際には、方位方向を明示するのが普通であるから」魏志或は魏略の編者が有した日程資料即ち倭人よりの傳聞は、「方向を含むものであつたと信ぜられるので」、「南といふ方向は最初からついて居たものであらう。」もしこの日程記事が元來畿内大和に至るものであつたと見るならば、「それに附せられてゐた方向記事は、東或は東北であつたと見なければならぬ。」然るに、魏志の編者がたゞ聲音の類似に捉はれて、全くこれを無視したと見るのは、武斷に過ぐといはるるのであるが、この日程記事は倭人よりの傳聞に相違ないのであるから、それは倭人の習慣に従つて話せしはずであり、當時倭人がその日數を以て距離行程を他人に語る場合に、普通にその方位方向を明示するといふ中國人と同様の習慣が、倭人の間にも存したかどうかは、まづ第一に疑問であると思はれる。されど、よしそれと同様の習慣があつたと假定しても、魏志に見えてゐる文句に近い形であつたかどうかは疑問で、必ずしも然りとのみはいへないかと考へる。或は投馬國以外の國名も挙げられてゐたかも測られないし、またその記載の方法も、「東水行二十日、至投馬國」、「東水行十日、南陸行一月、至邪馬臺國」となつてゐたのかも測られない。その場合、他方に魏使によりて傳へられた、たとへば、「南至投馬國五百里」、「南至邪馬臺國八百里」といふが如き記事があつたとすれば、魏略或は魏志の編者はその兩史料を對比して取捨するに際し、倭國を以て南北に長く連續する列島と認めてゐたために、自然東は南の誤りとなし、國名は當然魏使の遺せる記事に據り、行程は長距離を思はせる畿内大和への日程記事に據つたものとも、考へ得られるのである。これ蓋し古來中國の傳記撰者共通の一般的心理ではあるまいか。たとへば、確に魏略・魏志の本文を見たはずである後漢書の撰者范曄が、當時知られてゐた畿内大和に關する史料に誘はれ、恐らく狗奴國を

以て當時東邊の倭人國と傳へられた、毛野國など、混同し、「次有奴國、此女王境界所盡、其南有狗奴國」と魏志の本文にある「其南」といふ方向記事を無視して、これを「東」と認定し、「自女王國東度海千餘里、至狗奴國、雖皆倭種、而不屬女王」と改作し、或は伊都の隣國なる奴國を無視し、中元二年奉貢の奴國を以て、倭人國中最も遠距離の地と認めらるべき魏志所載の「次有奴國、此女王境卑所盡」とあるいはゆる奴國に當て、「倭國之極南界也」と記せし如き、中國の史書撰者がその當時の知識に誤られ、その方向位置の變改に無思慮なることは、必ずしも稀なる例ではないのである。

先生はまた魏志に、「女王國東渡海、千餘里、復有國、皆倭種」とあるのであるから、魏志の編者は「東方になほ倭種の國あることを承知してゐたのであるから、若し東の國へ向つての日程記事があるならば、寧ろ彼はこれを「復有國、皆倭種」と見える、その國に至る日程記事と判斷したらうと思ふと難じ、「更に南のヤマトに至るにも、東のヤマトに至るにも、途中に共に投馬國に當る大國があつたと云ふのはよいとして、この兩行路に於ける最も著しい要衝の地として、共に兩投馬國の名稱のみが挙げられたと云ふのは、餘りにも偶然過ぎる一致ではあるまいか」と疑はれたのであるけれども、魏志に「女王國東、渡海千餘里、復有國、皆倭種」とあるのは、三國魏當時の倭人諸國一般の形勢を傳へしもので、女王國即ち邪馬臺國の東方の海を渡ること一千餘里にして、復た倭人の諸國あることを述べたものである。「皆」とあるから、海東の倭人國の復數なることを示してゐるのであるが、それ等の諸國は全く魏に通ぜざる國々であつたから、その國名すらも傳へてはなかつたものと認められるので、その時代が下りて司馬晉時代に入り、東方の畿内ヤマトが既に大に發展して、中國人の耳にも入りし時、その當時魏略或は魏志の撰者が、三國時代の倭人の國なる邪馬臺國について記する際、ここに兩ヤマト國に關する史料を有せし場合、撰者は倭人諸國に於けるその實際の史實を知らないのでは

るから、その兩者の記事を同一國の記事と見て、そこに前述の如き混同を來せしことは、何等異とするに足らないこと
で、その場合、一に南とあり、一に東とあれば、その何れかを捨て、何れかを取るべきは、當然の事情なるべく、元來、
南北に長く連續する列島となす倭人國に對する先入見に捉はれる撰者なのであるから、方位は南を取り、距離は長距
離に従ふに至ることは、特に「南陸行一月」なる文句があつたとすれば、その記事にも誘はれて、寧ろ自然の人情なる
べく、この場合、國名をすら傳へなかつた、女王國の海東僅に一千餘里に過ぎない近地にありとなす倭人諸國の記事の
如きは、恐らく何等の注意をも引かなかつたことと思はれる。

なほ、投馬國の名稱が兩行路の最も著しい要衝の地として擧げられてゐることが、「餘りにも偶然過ぎる一致」である
といはるのであるけれども、「南のヤマトに至るにも、東のヤマトに至るにも、途中に共に投馬國に當る大國があつた
と云ふ」のを、「よいとして」認められる以上は、もともと不彌國と邪馬臺國との間には、投馬國以外に他の國の存在す
べき餘地は、地理上認められ得ないのであるが、北九州と畿内ヤマトとの間には、なほ多くの國々の存在が認められ得
る譯であるから、その他の國々の名稱も傳へられて然るべきでないかとも、考へ得られようが、それは後世よりの考へ
方で、司馬晉時代、魏略・魏志の編撰せられし頃は、畿内ヤマトの方はなほ未だ中國に通じてゐないのであるから、當
時畿内ヤマトに關する中國人の知識は、たゞ北九州に於ける倭人からの傳聞に過ぎなかつたはずで、しかも、これを傳
へしものは、筑後ヤマトへの行程に囚はれて、それを主として傳へたものであつたとすれば、當然畿内ヤマトへの行程
中、特に投馬國と類音の國名を擧ぐるに至るべきことも、また自然の人情なるべく、況んや事實上日本海航路に於ては、
出雲の地が古來最も著しき要津たりしことは、疑ひないのであるし、投馬國より水行十日にして上陸する國名すら擧げ

ないのに、特に投馬と類音の地を擧示せしことは、必ずしも偶然の一致として見るべきものではあるまいと考へる。

要するに、白鳥先生の疑點として擧示せられしことは、何れも先生自ら魏志の行程記事は、「九州のこととして理會すべきものである」といふ主張に囚はるゝがために生ぜし、疑問に過ぎないもので、寧ろ強ひて作られたる疑問と稱すべきではあるまいか。

つぎに、「自郡至女王國、萬二千餘里」なる記事と、不彌國より投馬國を経て、邪馬臺國に至るのに、水行三十日陸行一月を要すとなす記事とに關する疑問であるが、白鳥先生は「對馬國から一支國に至る距離が千餘里であると云ふことから考へると、」不彌國から邪馬臺國まで一千三百餘里といふ距離は、「極めて短い距離を示すものであることが、明瞭である」となし、他方で不彌國より邪馬臺國までの旅程六十日、陸行一月の月を日の誤りと見るも、なほ三十一日を要するとなす日程記事は、一千三百餘里を行く日數としては、「餘りにも多過ぎることは、何人にも感ずる所で、」確にこの里程記事と日程記事とは互に矛盾する記事である」ことを認めながら、しかもなほその矛盾の由來を明かにし得るとなし、ここに「郡使往來常所駐」とある伊都國に關する記事を注目し、魏の使節即ち郡使は伊都國に駐つて、邪馬臺國には行かなかつたとなす、魏使即郡使抑留説を強調し、かつかの一千三百餘里なる里程は、水行三十日陸行一日なる記事に基き、一日行程四十里と見て、一千二百四十里なる里數を得、その大數によりて不彌國・邪馬臺國の間を一千三百餘里と算出せし、魏志の編者か或は帶方郡の役人あたりの机上の作成に過ぎないもので、この里數を帶方郡より不彌國に至る一萬七百餘里に加算して、かの「自郡至女王國、萬二千餘里」なる傳へを作り出せしものとなし、しかもなほその日程が多過ぎると云ふこと、及び魏志倭人傳所載の里程が實際の地理に比し、概して過多である事實を理會するため

には、單に「魏使が重き恩賞に與からんとして誇張したもの」といふ理由だけでは不十分で、寧ろ「これを三國時代の東亞の國際關係の上から考へること」が、最も妥當であるとして、ここに魏の倭國討伐論なる空想を展開せられたのであつた。けれども、その思考こそは予の考案よりも更に一層複雑無理な解説で、その凡べてが空想に重ぬる空想を以てせるものに過ぎないのである。

魏志の撰者が伊都國について「郡使往來常所駐」と記したのは、もとより郡使について述べた記事で、魏帝よりの使節に關するものではないのであり、また「皆臨津搜露、傳送文書、賜遺之物、詣女王、不得差錯」なる文句を先生に従つて、「皆津に臨みて搜露し、文書賜遺の物を傳送して、女王に詣らしめ、差錯するを得ず」と訓讀するとしても、それは魏帝の使節が直接邪馬臺國に行かなかつたことを傍證するものとなり得ないことは、既に曩に詳論した通りである。さすれば、魏使が封冊印綬を持して邪馬臺國に使せしことは、疑ひないのであるから、「自郡至女王國、萬二千餘里」なる文句は、先生が思考せられたやうに、かの日程記事に基き、一日四十里の割合で換算せし一千二百四十里の大數一千三百里を加算して作成されしものといふやうな、複雑な手數をかけて作られたものではなく、本來魏の使節の報告中に記されし里程を、合算せしものと見るべきで、寧ろ魏使の報告はもとゞ全部里數を以て記されありしことを傍證するものとして見る方が、その本文に對する正純なる解釋ではあるまいか。

元來、不彌國より水行となるといふことは、何れの方面へ向ふにせよ、地理の實際に合致せざるもので、もし眞に水行によるとすれば、古來海港として著名である奴國から出帆すべきはずであらう。されば不彌國より、「水行三十日」となす記事は、斷じて九州の地理の實際に即せざるもので、そこに九州の事實としては到底解すべからざる、致命的の難

點が存するのであり、また單に使節や編者の誇張としてのみは、肯ひ難きものも感ぜられるのである。かつまた郡使は勿論、魏よりの使節も伊都國に駐り、それより先きには行かなかつたので、伊都國以後の記事は凡べて倭人よりの聞き書きであるとするれば、しかも倭人は古來常にその行程をば日數を以て計ふる習慣があり、従つてこの場合もまた日數を以て告げたはずであるとすれば、何故に伊都國より奴國に至る行程や、奴國より不彌國に至る行程をば、日數によらずして、里數を以て記してゐるのであらうか。ここにも亦この日程による水行記事を九州内の事實として理會するに、困難な矛盾が認められるので、そこにまたその主張の重大な缺陷が見られるのである。その不彌國までの記事が、恐らく魏使の報告のまゝとなつてゐるのは、或は九州北岸より畿内ヤマトに至る航路に於ては、その要津としてこの國名に相當する、類音の地名が見出せなかつたためではあるまいか。

もし夫れ、里程記事・日程記事の誇張の如きは、程度の差はあるであらうが、旅行記事には常にあり勝ちのことで、或は多くの人心に共通せる自然の傾向とも稱すべく、必ずしも深く顧慮するにも當るまい。現に隋書倭國傳などにも、倭國の國域をば、「其國境東西四五月行、南北三月行、各至於海、」と誇張してゐるのである。その里程、日程の誇張を以て、當時魏に倭國討伐の意向があり、倭人も亦これを感じし、その志を放棄せしむるために誇張したとなすが如きは、時代錯誤の甚しき謬見で、吾等が第二次世界大戦役以來の心情をば、日清戦役・日露戦役當時の心情に比することによりても、自明のことであらうと考へる。日露戦役の當時に於てすらも、滿洲・北鮮の野を如何にも遠隔の地として考へた、吾等當時の心情を顧れば、三國魏の當時、未だ日本の國家すら完成しなかつた頃の倭人や中國人の心情が、果して如何なるものであつたか、當に思ひ半ばに過ぐるものがあるであらう。元來、中國にては四邊の蠻夷戎狄がその路の遠

きにも拘はらず、譯を重ねて遣使奉貢することをば、すなはち中國帝王の威德隆盛なるためであるとす思想を有するのであるから、中國の傳記撰者がなるべく遠絶の地よりの來貢を誇りとし、その里程日程の誇張を敢てすることは、古來の中國人心理とも稱すべく、かの論衡儒增篇に、「周時天下太平、越裳獻白雉、倭人貢鬯草、」など見えるのと、一脈相通する心理を示すもので、倭人諸國の里程、日程記事の誇張も、要するにそれ等共通の心理に基くものとして認められるのである。殊に既に奉獻して封冊を受けしものを、更に討伐せんと欲したとなすが如きは、朝貢を以て満足する、古來の中國人心理を全く理解しないものではあるまいか。もし假りに魏が吳に對する政策上これを掩有する必要を認めたといふのであれば、寧ろ倭國を以て遠く南方にあり、吳越の邊に近かつたとす方が、地理上有利であるから、東方への水行記事もこれを南方への水行記事として誤解する誘因とも見られ得るのではあるまいか。

蓋し、白鳥先生が餘りにも里數日數の解釋にのみ囚はれて、「水行」なる記事を無視されたことは、その解説の最も重大なる缺陷である。たとひそれが傳聞であるにせよ、全く事實無根の作爲として無視するには、餘りにも現實的な力ある重要條件として認めざるを得ないのであり、そこに畿内大和への行路を連想せしむる有力なる地理上の事實を無視する譯には行かないのである。殊に魏略・魏志の編撰された晉初の頃に於て、既に畿内大和の勃興著しきものがあつたことが認められるとすれば、その傳聞がここにこの誤傳記事を作製せしむるに至つたことも、また有り得べきところであらうと思はれる。要するに、白鳥先生の卑説に對する非難が、凡べて何等の有力なる根據を有するものでないことは、以上論ずるところによりて、何人にも首肯せらるべきことであらうと考へる。

されど、この「水行」の記事あることによりて、魏略・魏志の邪馬臺國をば畿内大和に比定せんとするが如きは、水

行記事以外の凡べての他の記事を無視するもので、當時の東亞の實情に即せざる、僻見といはざるを得ないのである。或は魏晉鏡の出土が畿内地方に多く、北部九州に少き事實を以て、魏志の邪馬臺國をば畿内大和に比定する有力なる考古學上の證據となすものあるを見るのであるけれども、それは思はざるの甚しきもので、晉初に於て既に有力なる國として勃興し、西晉末、東晉の初期までには、恐らく九州をも掩有したと思はれる畿内大和を中心とする諸地方に魏晉式鑑鏡の出土多數なることは當然で、その事實によりて魏に通じた邪馬臺國を、畿内大和に比定することは無理であらう。何となれば畿内地方にて出土するいはゆる魏晉式の鑑鏡の多くが、魏時代の製作として認むべき何等の證據も存しないばかりでなく、たとひ北部九州の諸國に將來されしものといへども、征服者たる畿内大和方面に移動すべきことは、自然なるべく、古來多くの類例によりて、認められ得るからである。されば、畿内地方に魏晉式鑑鏡の出土が多數である事實は、略々その時代に畿内大和が勃興し、西は九州を掩有し、東は東海・北陸の各地を服屬して、日本國の創業に成功し、その中心勢力たるに至つた事實の有力なる證據として認めらるべきものではあらうが、それを以て魏志の邪馬臺を以て畿内大和として認むべき證據たらしめんとするのは、餘りにも無思慮なる盲斷といはなければならぬまいかと考へる。最近梅原博士は畿内地方にて發見せらるる漢式鏡が多く手擦れの迹を見るも、魏晉式鑑鏡にその事なき事實を發表せられたのであるが、その事實は漢鏡の方はその製作せられし後、多くの年月を経て將來されしものなるも、魏晉式鑑鏡の方はその製作後間もなく傳來せし事實を證するものと思はれる。何となれば、漢鏡の手擦はこれを實用に使用した中國に於ける使用年月の長かりしことを證するもので、寶器として珍重した我が國に於て生ぜしものとは思はれないからである。これを以て凡べての漢鏡の傳來古く、魏晉鏡の傳來新しとして判定することは、事の真相に通ずるものとは思はれない。何

れにせよ、是等の考古學上の遺物は、魏志の邪馬臺を畿内大和に比定するためには、何の援助ともなり得ないのである。けれども、魏志の邪馬臺國を筑後山門郡に比定せんとする當り、魏志の記事全部を以てあくまで九州の地に於て解釋せんとすることも無理であり、少くとも「水行」の記事が九州の地理に合致しないことは、曩に述べた通りであるが、なほかつこの所説を支持せんとして努力せらるる和田博士及び榎一雄氏の高説に對しては、更に一言を加ふべき要あるを思ふのである。

九

和田博士は曩に掲げた記事の外に、昭和二十一年十一月十日の史學會大會に於いて、「明時滿洲女直の強大なる酋長が他の勅道を併有し、一酋にして數十百道に及び、名を借りて貢市の利を收めたやうに、記録には三十國が皆魏に來通したることになつてゐて、實際魏に使したのは女王國の使臣だけであるから、女王國の使臣が三十國の朝貢名簿を一纏めにして、持つて行つたものに外なるまい。」と論ぜられたので、予はその席で、「今使譯して通ずる所三十國と明記して、三十の國名が擧げてあるのであるから、魏の都に使したのは女王國の使節だけであるけれども、その他の諸國も帶方郡には通じてゐたものであらう」との意を述べたのであるが、更に「歴史」創刊號に掲載せられしものを見ると、

傳來の通貢の事實を叙してゐるところに據ると、全部倭女王の遣使のみであつて、他の諸國の通交は只の一回もない。だから或は、他國の通交といふのは、事實無根であらうといふ説さへある。しかし恐らく當時の官庫の記録に基づいて編したらしい傳文の記事に、明かに「今使譯所通三十國」といひ、その三十國の名を擧げてゐるのに、之を事實無根とするのは、餘りに武斷に過ぎた説であらう。それではこれはどう解すべきであらうか。私の考へは簡

單である。三十國の通貢してゐたことも事實であると共に、魏に使したものが、女王國の使臣だけだつたことも事實であるから、これは女王國の使臣が三十國の朝貢名簿を一纏めにして持つて行つたものに外なるまい。

と論じ、前の論旨を多少改められたやうに思はれる。もとより明代と三國時代とを同一に見ることも、危険であらうし、滿洲と我が國とでは地理上著しい相違があるから、滿洲では強力なる酋長が他酋の通貢を壓へることも、比較的容易に出來たであらうが、海に近い我が國では、それは中々困難ではなかつたかとも考へられるので、「今使譯所通三十國」とある記事を事實無根とするのは、もとより武斷に過ぎた考へであり、それ等の國々は當時女王國の勢力範圍にあり、これに服屬してゐただけで、「三十國の中には次第に女王國に併呑され、この時既に名前のみで、實は夙く亡滅して了つたものもあつたかも知れない」といふ考へも、またやはり行き過ぎではないかと考へる。何となれば、同じく魏志東夷傳中、倭人に隣せし韓人の状態について見るも、馬韓は當時五十五國に分れて居り、その中の一國であつた月支國に治せし辰王によりて、統括されてゐたといひ、辰韓と弁辰とは各十二國、合計二十四國で、その中十二國は辰王に屬したが、辰王は自らこれに王たることなく、常に馬韓人を用ひてこれを統括せしめたとある。尤もその東夷傳に實際記されてゐる國は、辰韓十五國、弁辰十一國、合計二十六國で、その記事と合致しないのであるが、それは、何れか記録の誤りであらうかと思はれる。けれども、とにかく南韓の状態がなほ部落的國家併存時代で、その諸國中比較的有力な部落が、他を統括してゐたことが知らるのであるから、その南隣の倭人の國々がそれ以上發展し、もはや「次第に女王國に併呑せられ」、「三十國の中にはこの時既に名前のみで、實は夙く亡滅して了つたものもあつたかも知れない」と推想することは、如何であらうか。しかも、馬韓の條に、

桓靈之末、韓濊疆盛、郡縣不能制、民多流入韓國、建安中、公孫康分屯有縣以南荒地、爲帶方郡、遣公孫模、張敞等、收集遺民、興兵伐韓濊、舊民稍出、是後倭韓遂屬帶方、景初中、明帝密遣帶方太守劉昕、樂浪太守鮮于嗣、越海定二郡、諸韓國臣智加賜邑君印綬、其次與邑長、其俗好衣幘、下戶詣郡朝謁、皆假衣幘、自服印綬衣幘、千有餘人、部從事吳林以、樂浪本統韓國、分割辰韓八國、以與樂浪、吏譯轉有異同、臣智激韓忿、攻帶方郡崎離營、時太守弓遵、樂浪太守劉茂、興兵伐之、遵戰死、二郡遂滅韓、其俗少綱紀、國邑雖有主帥、邑落雜居、不能善相制御、

と見えてゐる。すなはち、後漢末公孫氏が滿洲に占據せし頃、倭・韓の諸部屬は公孫氏の帶方郡に從屬してゐたと稱せられ、三國魏の景初中には、諸韓國の臣智・部長・酋長等は魏に通じて、邑君だの邑長などの印綬を賜ひ、また下戸のものも、各自帶方郡に詣りて朝謁し、皆衣幘を假賜され、自ら印綬衣幘を服せしものが、千有餘人にも及んだとあり、倭人の場合のやうに、特に魏の都に使節を派遣したとか、魏の冊封使が渡來したとか、特別の記事は見えないが、諸部落のものが、盛に帶方郡に通じたことは、疑ひないのであるから、倭人の方でも同様の状態で、魏に通じたものは、單にその都に使節を派した邪馬臺國だけではなく、その他の諸部落で帶方郡まで通ぜしものが、多かつたことは、認めらるべき譯であらう。しかも、「國邑雖有主帥、邑落雜居、不能善相制御」といふのであるから、當時韓地に於てもなほ未だ統括的政治力の強大なるものが存したとは思へないが、とにかくも、馬韓だの辰韓だの、總括的の名稱が存したのであるから、北部九州に於ける邪馬臺國程度の統括的政治力は存在したことゝ認められる。されば、「二郡遂滅韓」とあるも、それは恐らく魏に反抗した有力な臣智等が、魏に屈服せしことを意味するものであらう。或はその頃最

も有力であつた月支國の辰王なども、その後勢力を失つたものと見え、遂にこれ等の馬韓諸部落國を統一したのは、五十五國中の一國なる伯濟國であつたものと、推認せらるるのである。その間に、辰韓諸部落の方でも、その諸部落國の一であつた斯盧國が、その統一に成功したものゝやうに思はれる。しかしして、それは何れも倭人諸部落國の間で、畿内大和に占據した我が天皇の祖先が、遂に統一國家としての日本の創業に成功したのと、略々その時代を一にするもので、魏志の邪馬臺國時代を下るものと、推考されるのである。然らば、その時代はこれを如何に推定すべきであらうか、つぎに考定せらるべき、重要な問題である。

一〇

そこで、更に翻つて當時の倭人國に於ける状態を推究するに、元來、倭人の諸國に於ける古來の變遷は、文獻上からもまた考古學上からも、大凡韓人の諸國に於ける古來の變遷と雁行せしものと、認められるのであり、特に倭人が韓人に先んじて國家的統一を完成せし事實を認むることが出來ないので、その點に於て魏志の邪馬臺國を以て畿内大和なりとなす論者との間に見解の根本的相違を來するのである。蓋し、後漢書の韓傳によると、

建武二十年（西紀四四年）韓人廉斯人蘇馬謚等、詣樂浪貢獻、光武封蘇馬謚爲漢廉斯邑君、使屬樂浪郡、四時朝謁、靈帝末、韓濊並盛、郡縣不能制、百姓苦亂、多流亡入韓者、

とあるに對して、同倭人傳には、

建武中元二年（西紀五七年）、倭奴國奉貢朝賀、使人自稱大夫、倭國之極南界也、光武賜以印綬、安帝永初元年、倭國王師升等、獻生口百六十人、願請見、桓靈間、倭國大亂、更相攻伐、歷年無主、有二女子、名曰卑彌呼、

年長不_レ嫁、事_ニ鬼神道、能以_レ妖惑_レ衆、於_レ是、共立爲_レ王。

と見えてゐる。更に光武帝紀建武二十年の條には、

秋東夷韓國人、率_レ衆請_ニ樂浪内附_一、

とあり、注に、「東夷有_ニ辰韓下韓馬韓_一、謂_ニ之_三三韓國_一也」とある。「下韓」はもとより「下韓」即ち弁韓の誤記であらう。また、同帝紀中元二年の條には、曩に掲げた東夷倭の奴國王が使を遣し、奉獻せし記事を見るのである。

今この韓人・倭人の兩者に對する記事を比較するに、後漢の初めに於いて韓人の諸國は廉斯人蘇馬譚などのやうに、樂浪郡衙に至つて貢獻し、光武帝はこれに、「漢廉斯邑君」なる稱號を授與したることとなつて居り、本紀には「請樂浪内附」と記してゐるに對して、倭人の場合は、時間的には、約十四年後れてはゐるが、單に樂浪郡衙に詣つて貢獻し、これに内屬した譯ではなく、その使節は自ら「大夫」と稱して、漢都雒陽に詣り、光武帝より「漢倭奴國王」に封ぜられ、金印紫綬を賜はつたのであり、更にそれより五十年後、安帝の永初元年（西紀一〇七年）には、倭の伊都國王かと推せられる師升等が、生口百六十人を獻じて、請見を願つたことが見えてゐる。たゞ、後の場合は、果してその使節は漢都まで行つて、請見を許されたのかどうか、不明であるが、この記事の文面からは、やはり樂浪郡まで行つただけではなかつたのではないかと推せられる。

けれども、韓人や倭人の樂浪郡との關係交渉は、決してこの記事に現れてゐるだけのものではなかつたはずで、後漢の初年から末年まで約百九十餘年に亙る長年月の間に、一回や二回の使人の派遣があつただけに留まるとは、常識的にも到底認め難いことと思はれるが、記録上からも、既に前漢に於いてすらも漢書地理志に、「分爲_ニ百餘國_一、以_ニ歲時_一來、

獻見云」と見え、後漢書倭人傳には、「通於漢者三十許國」とあり、また同書韓傳には、辰韓の條に、「國出鐵、濊
倭馬韓並從市之、凡諸貿易、皆以鐵爲貨」とあり、更に魏志韓傳には「漢時屬樂浪郡、四時朝謁」とあり、また、
建安中公孫康分屯有縣以南荒地、爲帶方郡、遣公孫模張敞等、收集遺民、與兵伐韓濊、舊民稍出、是後倭韓
遂屬帶方、

とあり、かくて景初遣使の事實を見るのである。されば、魏志記載の女王國遣使以外に倭人諸國の樂浪郡帶方郡との交
渉が漢代以來相當に行はれたりしことは、「以歲時、來獻見」とあり、「四時朝謁」とあり、「倭韓遂屬帶方」とある事
實からも、また當時倭・濊・韓及び恐らく漢人との間に、諸貿易が行はれし事實からも、これを否定すべきではあるま
いと考へる。

そこで、更に考へらるべきことは、もし果して然りとすれば、その情勢は三國時代を経て、晉代に及びしものと推せ
られるので、晉初（西紀二九〇年前後）魚豢によりて魏略が撰ばれ、陳壽によりて魏志が撰ばれた頃、倭人に關する史
料として殘存せしものは、單に魏よりの使節の報告ばかりではなく、女王國の使者の言説に依りし記事や、帶方郡方面
よりの傳聞なども、存したものと認められるのである。蓋し、魏志倭人傳について見ると、この一文が決して一種或は
二種の史料に基いて書かれたものでなく、諸種の史料を綴輯せしものなることは、疑ひなく、かくの如き場合、中國學
者の常として、それ等の史料を比較検討し、事の眞實を傳へんと力むるよりも、寧ろ傳奇的興味に囚はれて、事實を歪
曲し、或は前後に矛盾重複あるも、意に介せざる傾向著しきものあるを、認むるのであるが、この文面に於ても、また
同様の短所通弊の覆ふべからざるものあるを、見るのである。況んや、同一の本文も時代の經過により、復寫翻刻の際、

更に誤謬脱落を見ることも、また決して稀なる事例ではないのである。そこに、中國文獻に對する場合、特に細心の注意を必要とする、特殊の事情が存することも、常に忘るべからざる要件である。⁽²⁶⁾

されば、その帶方郡より邪馬臺國に至る距離の如きも、魏略或は魏志撰者の腦中には、まづ倭地を以て中國より遠く東南方海中に於ける山島で、「その道里を計るに、當に會稽東冶の東にあるべし」との根本思想に基き、その記事を進めしものなることは、當時の中國人の地理的觀念上から見ても、疑ふべからざる事實である。今魏志の本文についてその距離に關する記事を觀れば、「計其道里、當在會稽東冶之東」との記事を中心として、その前には、帶方郡より邪馬臺國に至る詳細なる道程記事があり、更にまた「自郡至女王國、萬二千餘里」なる總括的記事を以てこれを結んで居り、その後には、「參問倭地、絕在海中洲島之上、或絶或連、周旋可五千餘里」なる記事を掲げてゐる。而して、これ等の記事は少くとも三つ以上の史料によりて書かれたもので、しかも、撰者はそれ等の記事の間に、果して何等の矛盾なく了解され得べきや否やにつき、比較検討した結果、これを載録した譯ではなく、たゞ「計其道里、當在會稽治之東」といふ觀念のもとに、漠然とこれを採録併記せしものに過ぎないのである。されば、予が曾て論じたやうに、更に細かくこれを考究すれば、その記事の間に種々の矛盾を生ずるのであり、黃海道鳳山郡治の邊を當時の帶方郡治であるとするれば、その出帆地は大同江口鎮南浦の邊か、或は南方海洲灣方面か、または禮成江を下り、漢江江口の邊かと思はれるが、地理上鳳山より最も近く便宜なのは、大同江口の邊と思はれるので、この地より海岸に沿ふて南下し、狗邪韓國即ち慶尙南道の金海に至るまで、七千餘里とするれば、周旋五千餘里といふ距離は、狗邪韓國を以て倭の北岸と見るのであるから、それより以南末盧國恐らく今の名護屋かと思はれる東松浦郡の沿岸まで三千餘里で、松浦以南の地は僅か

に二千餘里となる譯である。即ち對島より壹岐を経て、松浦に至る距離と略同一として認めたと、推考せらるるの
で、末盧から伊都まで五百里、伊都から奴まで百里、奴から不彌まで百里といふ陸路の里程に對して、その残り千三百
里が大凡筑後山門郡地方を豫想せしむる里程に相當することが、確認せらるべきで、上妻、下妻の名稱にその名殘を留
めてゐる投馬國を経て、山門郡に至る里程に相當するものである。またそれは恰も帶方郡より邪馬臺國に至る總里程と
して掲げられた、一萬二千餘里なる記事とも合致するものである。しかも、更にその南に狗奴國ありて女王國に對抗せ
りといふのであるから、倭地の南端は更にそれよりも二・三千里の南方に豫想せしものなるべく、隨つて、倭地を以て
五千餘里なるべしとなす推定は、むしろ短きに失するかと思はれるが、ともかくもかゝる事實に基いて、こゝに「その
道里を計るに當に會稽・東冶の東にあるべし」との推定をも生じたものと思はれるし、また事實上、九州の南端は北緯
三十一度で、會稽の地は北緯三十度の位置にあり、大凡會稽・東冶の東に當るのであるから、大なる誤認ともいへない
のである。恐らく當時既に會稽・東冶の邊より東航して倭地に來りしものも、存したことであらうとも思はれるし、其
頃中國人の認めてゐた、いはゆる倭地は、主として九州諸島であつた事に、疑ひないのである。さればこそ、女王國の
東にもまた、國があり、皆倭種の住地なることも認め、「女王國東、渡海千餘里、復有國、皆倭種、」なる記事を見
るに至つたものと思はれる。

一一

然るに、不彌國より投馬國まで水行二十日といひ、投馬國より邪馬臺國まで水行十日陸行一月となす記事は、帶方郡
より女王國まで一萬二千餘里といひ、倭地を以て周旋五千餘里なるべしとなす記事との間に、遂にその一致を見出すこ

とが出来ないのである。こゝにこの道程に對して種々の臆説を生ずるに至る譯である。即ち或は魏の使節は凡べて伊都國以上には行かなかつたもので、それより後の記事はたゞその傳聞を傳へしものに過ぎずとなし、奴、不彌、投馬、邪馬臺への行程は、何れも伊都國よりの行程を記せしものであり、かく解することにより、一日五十里程と見て、邪馬臺國までの行程も、伊都國より水行十日陸行三十日で、二千里となり、郡より女王國まで一萬二千餘里の中、末盧まで一萬里、末盧より伊都國まで五百里であるから、その道里も大なる無理なく理解することが出来るといふ、榎氏の所説なども生じたのであつた。けれども、それについて、

自[○]女[○]王[○]國[○]以[○]北[○]、其[○]戶[○]數[○]道[○]里[○]可[○]得[○]略[○]載[○]、其[○]餘[○]旁[○]國[○]遠[○]絕[○]、不[○]可[○]得[○]詳[○]、

と記し、二十一國の名稱のみを列擧し、しかも、最後にまた奴國に還り、それについて⁽²⁸⁾

此女王境界所^レ盡、其南有^ニ狗奴國、男子爲^レ王、其官有^ニ狗古智卑狗、不^レ屬^ニ女王、自^レ郡至^ニ女王國、萬二千餘里、とある記事によると、女王國の旁國と認めらるる國々は、凡べてこの中に一括して記したものである。伊都國より邪馬臺國までの記事は、明かにこの兩國間の通路に當る國々を順次に擧げてゐるものと、認めなければならぬかと考へる。もし實際の地理上から見ると、末盧から邪馬臺國への順路は、伊都・奴・不彌といふ通路によらないで、名護屋或は唐津から今日の鐵路に沿ふ國道によつて有明海岸に出で、當時は今の柳河・佐賀・久保田・牛津の線に沿うてゐたと思はれるその海岸から、水路によるか、或は海岸づたいに陸路で邪馬臺國に行くのが、最も便利なはずで、普通にて二日或は三日里程に過ぎないものかと、考へられるのである。しかも、當時の特殊の事情により、末盧より伊都に廻つた以上は、伊都國より邪馬臺國への通路は、邪馬臺國を筑後山門郡と認むる以上、必ず奴・不彌を経て、高良山に

その名残を留めてゐる投馬國に至り、女山にその名残を留むる邪馬臺國に行くのが、地理上必然の順路であり、その他にはこれに代るべき通路なく、今日の國道も亦この線に沿うてゐる。しかも、その里數、行程の記事のみは、その順序によらないで、何れも伊都國よりの距離を記したものであると、見ることが出来るであらうか。もしその順路の行程を記したものでないとするれば、何の必要ありて、それ等の國々の伊都國よりの距離を記したのであらうか。解する能はざるところである。もしまた、邪馬臺國の位置が伊都國よりも更に頗る遠距離にあり、容易に行くべからざることを知らしめるため、魏の使節を伊都國に駐らしめし際、その如何に遠距離なるかを知らしめるため、倭人が事實を誇張して、これに告げしものとすれば、なほ更、伊都國より傍國各地などの距離を述ぶるよりも、眞直に邪馬臺國への順路の如何に長距離なるかを告ぐるのが、自然ではあるまいか。それにはその間に經過すべき國名なども、なるべく多く列擧した方が、一層有利であらうとすら思はれるのに、東方への國として奴國と不彌國南方への國として投馬の一國を擧げたのみで、直に邪馬臺國を擧げてゐるのは、寧ろかくの如き趣旨に添はないものであらう。けれども、郡から女王國までの距離が萬二千餘里で、しかも、末盧まで一萬餘里、末盧より不彌まで七百餘里であるから、殘餘は僅に一千二百餘里で、その間には投馬國なる一國を容るゝ程度で、對島の一千餘戸、壹岐の三千許家、末盧の四千餘戸、伊都の千餘戸、奴の二萬餘戸、不彌の千餘家に對し、五萬餘戸と稱せらるる投馬國、七萬餘戸と稱せらるる邪馬臺なる大國の領域としてはもとより、是等の戸數が凡べて誇張であることは、曾て詳論した通りであるが、當時かくの如き戸數を認めてゐたと思はれるし、また事實上、不彌と邪馬臺との間には投馬の一國だけが存在したためとも、考へられるのである。してみると、不彌國と邪馬臺國との間に投馬の一國を擧げて

る○事○實○そ○の○こ○と○が、少○く○と○も○一○度○は○魏○の○使○節○の○邪○馬○臺○國○に○行○つ○た○も○の○が○あ○つ○て、そ○の○經○路○が○末○盧○・伊○都○・奴○・不○彌○を○過○ぎ、更○に○投○馬○國○を○經○て、邪○馬○臺○國○に○至○る○事○實○を○報○ぜ○し○記○録○が、存○在○し○た○こ○と○を○立○證○す○る○も○の○で○は○あ○る○ま○い○か。も○し○さ○う○と○す○れ○ば、そ○の○使○節○は○當○然○魏○の○冊○封○使○と○し○て、正○始○元○年○に○倭○國○に○詣○つ○た○一○行○と、認○め○な○け○れ○ば○な○ら○な○い○譯○で○あ○る。も○し○魏○よ○り○の○使○節○の○凡○べ○て○が○伊○都○國○以○上○に○行○く○を○得○な○か○つ○た○と○す○れ○ば、し○か○も、そ○の○伊○都○國○に○駐○つ○た○理○由○が、邪○馬○臺○國○へ○の○行○程○が○頗○る○遠○距○離○で、行○路○が○困○難○で○あ○る○こ○と○を○倭○人○の○方○で○宣○傳○す○る○た○め○で○あ○つ○た○と○す○れ○ば、魏○人○は○伊○都○國○よ○り○先○きの○事○情○に○は○全○く○不○明○で○あ○つ○た○は○す○で○あ○る○か○ら、な○ほ○こ○の○外○に○多○く○の○他○の○國○名○を○挿○入○し、如○何○様○に○も○誇○張○す○る○こ○と○が○出○來○た○で○あ○ら○う○と○思○は○れ○る。

されば既に曩に述べたやうに、魏志倭人傳なるこの記録は、晉時魚豢或は陳壽が諸種の史料を集めて記載せしもので、必ずしも魏の當時の史料のみによりて、撰んだものではなく、しかも、伊都國より邪馬臺國への行路に當る國名は定まつてゐたので、不彌國より投馬國に至るに水行二十日、更に投馬國より邪馬臺國に至るには水行十日、陸行一月を要すとなす、何としても九州の地に於ては解釋困難な構想を作為するに至つたものであらうと思はれる。曾ては不彌國より寶滿川によりて筑後川に出で、更に筑後川を下りて海に出で、柳河の邊に上陸して、山門に至りし行程を誇張せしにあらざるかを、思ひしことなきにあらざるも、³¹僅かに一日或は二日里程かと思はるる短距離をば、如何に誇張せりとて、水行一月陸行一月を要すとの構想は、餘りにも事實に遠き記載かと思はざるを得ないのである。

今假に、その方位を無視し、まづ行程のみについて見ると、畿内大倭の存在を豫想することなくしては、遂に解すること能はざる記事であらう。予は曾て投馬を出雲に當て、日本海航路により、敦賀に上陸して畿内大倭に至る行程をば、

魚豢か或は陳壽が傳聞し、これを魏時代の史料に見る筑後國山門に至る不彌より南へ南へと下りし行程の記録と對比せし際、會々その兩史料に類似の字音を有する國名ある事實に誤られ、遂にその兩者を一として、行程は前者により、方位は後者によりて、この記事をなすに至つたものではないかとの趣旨を論じたのであつた。⁽³²⁾而して、今日といへどもなほその所説を變更すべき理由を發見し得ないことは、曩にも述べた通りである。しかも、それは決してその兩者を偶然の一致として見るべきではなく、魏使によりて傳へられし記録が、不彌と邪馬臺との間に、投馬の一國を傳へてゐるだけであるから、それに基いてそれと類音の國名だけを傳へたものかと思はれる。そは恰も南北朝の時代に後漢書を撰んだ劉宋の范曄が、その國名の聲音の類似に誤られ、邪馬臺國を以て當時の邪摩堆國と同一視し、魏志倭人傳に南とある方位を、東の誤りと解せしと、類似の心理によりしものと認められ得ること、曩に詳論した通りである。⁽³³⁾

けれども、もしこの解釋が正しいものとすれば、晉初魚豢・陳壽の頃に於ては、もとより既に畿内大和が創建せられ、しかも相當に有力なる大國として發展しつゝあつた事實を、認めなければならぬ譯であらう。こゝにまた、日本建國の時代に對する大凡の見當をも、推想し得られるのではあるまいか。

一一

更に翻つて、考古學上の遺物についてこれを見れば、曩にも掲げたやうに、北九州の地方に於て銅劍・銅鉞・銅戈等が使用された甕棺時代より初期古墳發生の頃、銅鐸銅鏃が中部日本に於て使用されてゐたことは、既に一般に認めらるることと思はれるが、三國時代に於ける北九州の文化が如何なる程度のものであつたかは、魏志倭人傳に記された、特に邪馬臺國の記事によりて、略々これを察することが出来るのである。即ち、魏志によると、倭女王卑彌呼の生活狀態

を記し、

事_ニ鬼道_一、能惑_レ衆、年已長大、無_ニ夫婦_一、有_ニ男弟_一、佐治_レ國、自_レ爲_レ王以來、少_ニ有_レ見者_一、以_ニ婢千人_一自侍、唯有_ニ男子一人_一、給_ニ飲食_一、傳_レ辭出入、居_ニ處宮室_一、樓觀城柵嚴設、常有_レ人、持_レ兵守衛、

とあり、また、その死後のことを記し、

卑彌呼以死、大_〇作_〇冢_〇、經_〇百餘步_〇、徇葬者奴婢百餘人、

と見えてゐる。その冢墳は「經百餘步」とあるによれば、確かに圓塚であつたと思はれるので、恐らく北九州に於ける初期圓墳の一として、認むべきものであらう。これ等の記事はもとより傳聞によれるもので、或は多少の誇張もあらうが、また別に「其死有_〇棺無_〇槨_〇、封_〇土作_〇冢_〇」とも見えてゐる。それから「居_ニ處官室_一、樓觀城柵嚴設、常有_レ人、持_レ兵守衛_一」とあるによれば、また魏よりの賜物にも、高貴の綿絹華鬪などと共に、「五_〇尺_〇刀_〇二_〇口_〇、銅鏡百枚」と見ゆるのであるから、既に或種の兵器を有せしことは、明白である。たゞその如何なる種類の兵器であつたか、不明であるけれども、魏よりの賜物が勿論鐵刀であつたはずであるのに對して、魏志倭人傳には、「兵用_ニ矛楯木弓_一、木弓短_レ下長_レ上_レ」とあり、また考古學上の研究調査から見ても、それが銅劍・銅鉞・銅戈の類であつたことは、疑ひなきところで、同時に魏志にも、「竹箭、或鐵_〇鏃_〇、或骨_〇鏃_〇」とあり、遺物にも、銅劍・銅鉞などと共に、鐵_〇鏃_〇を見るのであるから、骨器・石器と共に、貴族の間には銅器・鐵器の使用をも、また同時に見られ得た狀況なりしことも、推想せられ得るところである。してみると、當時魏志に「女王國東、渡_レ海千餘里、復有_レ國、皆倭種」とある、その東方の倭人諸國に於ては、いはゆる銅鐸や銅_〇鏃_〇の使用時代か、或はそれを去ること遠からざる時代であつたことは、當に疑ふべからざるところであらう。

更に魏志倭人傳について見ると、

其國本亦以男子爲王、住七八十年、倭國亂、相攻伐、歷年乃共立一女子、爲王、名曰卑彌呼、とあり、また後漢書倭人傳には、

桓靈間、倭國大亂、更相攻伐、歷年無主、有一女子、名曰卑彌呼、年長不嫁、事鬼神道、能以妖惑衆、於是、共立爲王、云々

との記事を見るのである。この後漢書に、「桓靈間、倭國大亂、更相攻伐、歷年無主、有一女子」と云々とある記事は、かの魏志に「其國本亦以男子爲王、住七八十年、倭國亂、相攻伐歷年」と云々とある記事から脱化したものか、或は他に史料を有してゐたのか、不明であるが、桓帝の在位年數が西紀一四六年閏六月から一六七年十二月まで、約二十一年半、靈帝の在位年數が一六八年から一八九年四月まで、約二十一年四箇月で、兩者を合しても約四十二年十箇月であるから、七八十年といふ年數の約半數餘に過ぎず、更に獻帝の在位年數一九〇年から二百二十年十月まで、約三十年十箇月を加へて、漸くその數に達する譯であるが、その二百二十年十月は魏の文帝即位の年で、それから十九年目の景初三年（二三九年）に倭の女王卑彌呼が始めて使節を魏に派遣し、それから八年目の正始八年（二四七年）に卑彌呼は死んだのであるから、魏への遣使は女王の晩年に當つてゐる譯である。その年齢が幾何であつたか、全く不明であるが、假りに五十歳位であつたとすれば、百九十七八年頃即ち獻帝の建安二年か三年頃に生れたこととなり、後漢末か三國の始めに邪馬臺國の王位に即いたものかと、推考せらるゝのである。されば、七八十年といふのは、普通に二代乃至四・五代にも及ぶ年數で、魏志に、「其國本亦以男子爲王、住七八十年、倭國亂、相攻伐、歷年」といふのは、後漢

書に「桓靈間、倭國大亂、更相攻伐、歷年無主」とあるのと、同一事實を意味するものと思はれるのであるから、獻帝の初年に女王卑彌呼が王位に即く以前、大凡桓帝・靈帝の頃、倭國大いに亂れたといふ後漢書の記事は、魏志の「住七八十年」なる記事に對する、更に具體的の説明として、了解され得るものかとも、考へられるのである。何れにせよ、後漢末の頃、卑彌呼即位の以前、數十年に亙りて北九州方面が大いに亂れ、諸國相攻伐して、その霸權を争つたが、邪馬臺國に女王卑彌呼が即位するに及び、女王は遂にその大亂を鎮め、北九州三十許國に對する、その霸權を確立したものと、推考せられるのである。なほ、魏志韓傳に、「桓靈之末、韓濊疆盛、郡縣不能制、民多流入韓國」とある事實なども、また倭人國の動亂と一脈通ずるところあるやも測られない。

而して、その時代は北九州に於ては、銅劍・銅鉞・銅鉞・銅戈・鐵鏃等の使用時代に當つて居り、隨つて、中部諸國にては、銅鐸・銅鏃の使用時代に相當するものと、認められるので、九州方面より瀬戸内海に沿ふて、畿内方面に日本民族の發展せし時代は、更に遙かに古く溯り、恐らく太古以來のことであらうかと思はれるが、戰國末、特に前漢武帝以來、支那文化の波及するに當りて、その我が國に及ぼせし經路は、一方樂浪郡より直接、また南鮮より間接に、北九州に及びしものがあつたのと共に、恐らく南鮮より日本海沿岸、特に出雲方面に及びしものがあり、こゝに北九州の住民が劍・鉞等の武器によりて象徴せらるる、シャマンによる統治形態を取るに至つた間に、畿内・出雲等を中心とする中部地方の住民は主として銅鐸によりて象徴せられた、シャマンによる統治形態を取るに至つたものかと考へる。しかも、銅鐸によりて象徴されたシャマンは、遂に主として銅劍・銅鉞等の武器によりて象徴されたシャマンに、征服せられたものと思はれるのであるが、その時期は恐らく後漢末桓靈の頃、かの倭國大亂の際ではなかつたと推せられる。蓋し、その

戦ひに敗れたものは、南韓方面へか、或は東方へ流出する以外にない譯であるから、その主なる一部のものは、即ち活路を東に求め、瀬戸内海に沿ふて中部日本に移動し、その主力は遂に畿内大和に入りて、この地を征服し、こゝにその根據を定めて、後の日本國の萌芽をなすに至つたもので、我が神話に神武東征の物語として傳ふるものは、當にこの事實を脚色發展せしめたものかと、推考せらるゝのである。何となれば、約八十年の長年月に亙る北部九州に於ける動亂の結果が、民族の發展上何等かの形となりて現はるべきは、寧ろ必然のことと思はれるからである。而して、かの舊日本國に於てその建國以來、常に尙武の氣風が盛んで、多くその主流をなしたことは、こゝにその淵源を有するものであらう。

もし果して以上の考察に誤りなしとすれば、本來北九州よりの移住民で、しかもそのいはゆる倭國の大亂なるものの實情は、もと邪馬臺國にて男王なりしものが、女王の即位によりて鎮定したといふ事實からも、邪馬臺國內の紛争が主たるものであつたかと、推認されるので、その東方への移住者の主力も、恐らくその女王に破れた、邪馬臺國內の一派であつたかと、推考せられるのである。隨つて、その新たに占據せし地に、同じく邪馬臺なる國名を附すべきことも、自然の人情であり、その實例も他に多く存するばかりでなく、我國内に於ても、たとへば、筑前宗像の住民が肥前に移住せしもの、同じくその住地を宗方と稱し、宗方神社を安奉するが如き、その實例は枚擧に遑ないのである。

たゞ我が神話に於て、天孫降臨の地を南九州となし、神武の東征を南九州よりとして、作爲せし所以は、山陰の出雲と共に、南九州の服屬に多大の勞苦と歲月を費やし、しかもなほその心服を得ることが、容易でなかつたので、これを同化包擁するための、後の時代の政策的意圖に出でしものなること、正に疑ふべからざるところであらう。特に紀伊の方面に北九州の地名の移動を見る事實は、この方面の移住者が主として北九州に關連せしものなることを、實證すると

共に、神武東征の物語に、紀伊方面より大和に入るを得たとすことも、また多少の史實を反映するものかとも、推考せらるゝのである。

一三

そこで、更に最初に問題とした、和田博士が「魏志倭人傳に關する一解釋」の中で、令息博徳君の新説を紹介せられ、「飛鳥奈良朝の學者は尤もよく魏志の倭人傳を讀んだ。しかも彼等は倭女王卑彌呼を神功皇后と信じて疑はなかつたのである。だから、その國邪馬臺は今の大和地方とせざるを得なかつた。随つて、郡國名撰定の時分に二字名の大和もしくは大倭を採つて、之をやまと訓じたのである。」と斷ぜられた高説について、検討すべき要あるを認むるのである。⁽³⁵⁾

蓋し、この論議に對して、まづ第一に辯ぜなければならぬことは、和田博士の卑説に對する誤解である。何分にも定められた短時間に、意を盡すことの困難な事情の下での話であつたから、予の言葉に表現の足りない點も存したことを思はるるが、當時でも、予は「大和朝廷は後に卑彌呼の國を併せた後、海外にまで聞えた邪馬臺の名を襲はれたのであらう」といふ意味で、話したつもりでなかつたことは、曩にも一言した通りである。予はただ當時「大和の國名は邪馬臺なる國名の移動したもので、畿内大和の朝廷が支那へ入貢したのは、もとより日本國の成立した後であるが、その劉宋への使節は、宋の朝廷に於て、倭國王即ち邪馬臺國王として認められたので、そのまゝこれを認容して、我が國でも倭をヤマトと訓じ、更に大倭・大和の文字を使用するに至つたものであらう」と述べたつもりであつた。この場合、大和朝廷の立場は、「小國を併せた大國」といふが如き觀念に囚はるべき事情ではなかつたのであらうと考へる。寧ろ自ら宋なる大國に對する朝貢の一小國として、彼れの意を迎へ、これに順應する傾向が、強かつたためではあるまいかと

考へた譯である。自ら入貢する場合に、常に倭國王と稱し、邪馬臺國王といはなかつたのは、大統一に成功した倭人の王たる立場に於て當然のこと、北九州諸國の覇者に過ぎなかつた、邪馬臺國女王卑彌呼ですらも、邪馬臺國は女王の都する所として、單に魏志或は魏略の撰者等がこれを説明してゐるだけで、女王自らは決して魏に對して邪馬臺國王などと稱した譯ではなかつたのであり、魏志にも「倭女王」と記して居り、その封冊にも「親魏倭王」と稱してゐる。

なほ、和田博士はかの「飛鳥・奈良朝の學者が尤も能く魏志の倭人傳を讀み、しかも彼等は倭女王卑彌呼を神功皇后と信じて、疑はなかつたのであるから、その國邪馬臺は今の大和地方とせざるを得なかつた。」即ち「女王國の邪馬臺の名はそれ等の學者の手によつて、今の大和地方に移されたのだ」といふその所説を、更に補強するために、

なほ考へて見るに、隋書東夷傳には、倭國即ち倭國のことを説いて、「都_二於邪靡堆_一、則魏志所謂邪馬臺者也、」とあり、北史の倭國傳にも、その語を採つて、「居_二邪靡堆_一、則魏志所謂邪馬臺者也、」とある。その邪靡堆は勿論邪靡堆の譌であつて、即ち「やまと」の音譯である。これは言ふまでもなく、隋人が我が遣隋使の言ふところを聞いて、朝廷の大和にあつたことを述べたのである。時_は我_が推_古朝_のこと_{であつて}、當_時は_既に_大和_を「_やま_と」_と言_つた_{こと}に_間違_ひな_い。だからそれに續けて、「則魏志所謂邪馬臺者也」と言つたのは、寧ろ支那史家の解釋ではなくして、我が遣隋使の説明であつたかも知れない。しかしそれにしても、それは我が倭人傳學者の誤解を承け繼いだものであつて、何等信從すべき權威あるものではない。これは決してそれより以前の大和が果して「やまと」と呼ばれたといふ證據にはならない。

と論じて居らるのである。けれども、その考案は徹頭徹尾和田博士の想像によるもので、何等確實なる證據として舉

けられたものがないのである。第一その論考は推古朝に於ける我が遣隋使の時以前には、畿内大和地方が「ヤマト」と呼ばれたことは、なかつたらうといふ想像を前提として、出發してゐるのであるけれども、予の見解は、劉宋時代の人であつた范曄によつて撰ばれた、後漢書倭人傳に、「自_レ女王國、東_レ度_レ海_レ千餘里、至_レ拘奴國、雖_レ皆倭種、而不_レ屬_レ女王」とある文句により、予が既に囊にも説明せし通りに、この文句は當時范曄が「畿内ヤマト」の存在を熟知せしがために生ぜし、誤解に基きて作られしものと見るにあらざれば、魏志の「此女王境界所_レ監、其南有_レ狗奴國」とある記事のみによりて導かれた記事としては、遂に解すべからざる事實に逢着するのである。また、常識上から見ても、倭王讚より武に至る五代、或は百年以上にも及ぶべき、長年月に亙りて遣使入貢し、封冊を受けた倭國王の使節等が、倭國王がその何れに都せしや、問はるることもなく、話すこともなく、過したとは、到底考ふべからざるところである。しかも、その使節派遣の度毎に、常に表を奉つてゐるのであり、殊に元嘉二年（西紀四二五年）の場合の如き、「遣_レ司馬曹達_レ、奉_レ表獻_レ方物」とあり、その使節の姓名すら支那名を以て、明記されてゐるのであるから、たとひそれが支那からの歸化人であつたとしても、とにかくも當時支那の文獻に通ぜしものの存在せしことも、認められるので、魏志倭人傳に關する知識なども、推古朝を待たずして、當時既に傳來してゐたかも知れないのである。後漢書の撰者范曄が「其大倭王居_レ邪馬臺國」と明記せる所以も、當時入貢せる大倭王の使節等が、何れも魏志記載の卑彌呼の都せし邪馬臺國と同じく、またその都せし所が邪馬臺國なる事實を認めたことに、基因するものではないかとすら、考へたのであつた。隨つて、隋書に「則魏志所謂邪馬臺者也」とあるは、「支那史家の解釋でなくして、我が遣隋使の説明であつたかも知れない」といふ和田博士の高説は、遺憾ながら、何等の根據なき所論なりと、斷せざるを得なかつたのであつた。

けれども、予もまた今や曩の所説に對して、更に訂正を加ふべき要あるを、認むるのである。蓋し、予は前説に於て「ヤマト」なる國名は我が朝廷にて自主的に定めたものではなく、その支那に通ずるに及びて、彼等の稱するところに順應し、自らも亦かく稱するに至つたものであらうと、考へたのであるけれども、それにしては、魏志の撰者がその編著に際し、筑後山門に關する史料と、畿内大和に關する史料とを混淆して、かの倭人傳の記事をなすに至つたと認めし予の解釋に、なほ徹底を缺くの恨みが残されるからである。もし陳壽がかくの如き誤解をなし、北九州より畿内大和に至る裏日本の道程を以て、筑後山門に至る道程に當てたとして、認むるためには、陳壽の頃、既に宋の范曄の場合と同様に、畿内方面に於てもまた「ヤマト」の國名を使用してゐたものとして、認めなければならぬと思はれるが、それにしては、前の解釋では、その時代が餘りに早きに過ぐるので、そこに更に深く考慮しなければならぬ缺陷を、認めざるを得ないのである。そこで、予は曩に述べたやうに、その解釋を新に當時の國內事情に求め、畿内方面に於ける「ヤマト」の國名が、全く自主的に定められ、しかも、その時代は、後漢末、桓・靈の頃に溯るものとなす、新解釋を考案するに至つたのである。

惟ふに、畿内方面に於ける「ヤマト」なる國名の變遷を見ると、時代によりて大いにその範圍を異にして居り、會ても述べた様に、源順の和名抄には、添上・添下・平群・廣瀬・葛上・葛下・忍海・宇智・吉野・宇隨・城上・城下・高市・十市・山邊の十五郡を以て、大和國となしてゐるが、日本書紀大化元年の條には「倭國六縣」とあり、延喜式卷八の祈年祭祝詞には、高市・葛木・十市・志貴・山邊・會布の六縣を以て、「倭國六縣」に當てゝゐるやうである。十市は

明治二十九年に磯城郡に合併せられ、また今の南北葛城郡は廣瀬・忍海の二郡を包括し、添の一部は生駒郡に併せられたのであるから、今の高市・磯城・山邊の三郡に葛城郡の一部と添上及び生駒の一部を加へたものに、相當するのであらうから、その地積は高市郡の五・九萬里、磯城郡の一〇・九二方里、山邊郡の一三・三五方里、合計三〇方里餘に、添・生駒・葛城の各半ば加へて、大凡四八方里見當に過ぎないのであり、今の大和國の全地積約二百五十七方里の約五分の一に過ぎないかと、推算せらるるのである。然るに、更に神武紀について見ると、その二年の條に、「以_ニ珍彦_一爲_ニ倭國造_一（中略）、復以_ニ劍根者_一爲_ニ葛城國造_一」と見えてゐる。してみると、大化以前更に古く溯ると、倭國の境域は更に著しく狭小で、廣瀬・忍海の二郡を除いた葛城郡が、一國として倭國と共に存在したとすれば、その地積は恐らく十方里以内で、もとの磐余地方を中心とし、今の高市、磯城兩郡の各一部を抱括したに、過ぎないものではなかつたかとすら、疑はるるのである。しかも、その地盤も兄磯城・弟磯城等、いはゆる磯城の八十梟帥を征服せし結果、漸く確立されたものとして傳へてゐる。³⁶この神武東征の物語が果して何時頃作られたか、もとより不明で、恐らく推古朝からそれほど著しく古く溯るものではあるまいとは思はれるが、とにかくも記録上知られ得る最古の「ヤマト」國が、まづかくも狭小なる地域の名稱として始まつたものであるとすれば、この地方を「ヤマト」と稱した年代も、相當古く溯るものと認められるので、推古朝以後の魏志倭人傳學者によりて、始めて附加せられたと見るよりも、曩に述べしが如き事情の下に、筑後山門よりの移住征服者によりて、名づけられたと見る方が、一層より強い可能性を有するものではあるまいか。

記紀の撰者は北九州と畿内大和との關係については、神武東征の際この地を通過したとなす以外には、殆んど全く記

するとところなく、寧ろ南九州を以て天孫降臨の聖地となし、その密接なる關係を強調してゐるのであるけれども、それは南九州服屬の時代が比較的新しく、それに對する記憶を保持するものすら存せしめたために、なるべくその眞の史實を抹殺して、同化融合に資せんがために企圖せられた、政治的意圖に基く現はれとして、推認せらるべきものであらう。その事情は同じく畿内大和と出雲との關係に於ても、認められるのである。これに對して、北九州の方面は最初より畿内大和の領域にあつたものとして取扱つて居り、特に筑後山門の重要性については、殆んど全くこれを無視せる觀があり、北九州の攻略には事實上多大の力を要したに相違ないと、推認されるに拘はらず、その史實については殆ど全く傳ふるところがなく、景行天皇九州巡幸の記事にも、筑後に關してはたゞ御木・八女・浮羽を通過されしことを記するのみで、山門については一言も觸れるところがなく、日本武尊の西征も熊襲討伐の物語に限られてゐるのである。更に仲哀天皇西巡の物語も、伊都縣・灘縣に依據して、熊襲の討伐を策したとなし、神功紀に至つて僅かに、「丙申、轉至山門縣、則誅土蜘蛛田油津媛、時田油津媛兄夏羽、興軍而迎來、然聞其妹被誅而逃之」との記事を見るに過ぎないのである。

蓋し、日本紀の編者等が、魏志倭人傳の記事に注目せしことは、疑ひないのであり、邪馬臺國の女王卑彌呼を以て、神功皇后に批定せしことが、書紀年代の一基準をなしてゐる位で、神功紀の卅九年、四十年、四十三年をばそれぞれ魏の景初三年、正始元年、正始四年に當て、倭女王遣使に關する魏志倭人傳の記事を注記として摘出し、更にその六十六年の條に、「晉起居注云、武帝泰始二年十月、倭女王遣重譯貢獻」なる文句を注記して、神功六十六年が泰始二年に相當することを示してゐるのである。すなはち、支那文獻に見えたる倭女王貢獻の最終記事までも利用して、これを神功皇后在位年代の延長に力めてゐる譯であらう。かくて、それより三年後、在位六十九年夏四月、辛酉朔、丁丑（五日）に

一〇〇歳を以て崩じたとなすのである。魏志倭人傳では、卑彌呼が正始八年に死没し、宗女壹與がそれを嗣いだ事實を明記してゐるにも拘らず、書紀の編者等は全くこれを無視し、魏志・晉書を通じて、凡べて女王と記するものを、皆神功皇后に批定するといふ、無理を敢てしてゐるのである。これによりても、書紀の編者等が倭女王卑彌呼を以て、神功皇后と確信してゐたなどとは、到底思はれないことで、當時支那傳來の史書が稀れで、民間人のこれを知るもの、殆んどなかつたのを奇貨とし、これを利用してかくの如き奸策を弄したに過ぎないものである。しかも、書紀を通じて、支那史書の文句を注記として摘出してゐるのは、この神功紀だけで、とにかくも邪馬臺國女王なるものに、特別の注意を拂つたことは、確かであるから、景行紀・仲哀紀などでは、全く無視した筑後山門につき、特に土蜘蛛田油津媛及びその兄（魏志には男弟とあり）の記事を附加すべき心境に誘導せられたものではあるまいか。蓋し、魏志倭人傳のかの記事を見た場合、その記事の曖昧なることにより、種々の異論を生じたことは、書紀編者の間に於ても同様であつたことと思はれるので、苟しくも大和朝廷の面目に關することは、悉くこれを排棄し抹殺するに力めたために、その編輯態度に基き、宋書・隋書等に見ゆる倭王入貢の記事などは、悉くこれを無視し、隋の煬帝大業三年の遣使に至つて、始めてこれを採録せるに拘らず、魏志倭人傳及び晉起居注のみは、これを無視せざるのみならず、却つてこれを注記として摘出せる事實は、如何に彼等が神功皇后に重點を置き、その功績の偉大なる、當時中國の史書にすらも、その記載を見るに至つたことを、誇示するためであつたものかと、推考せらるるのであるが、同時に、山門女酋討滅の物語が、當時の九州論者に對する最後の抗議として、附加せらるる一因となつたのではあるまいか。何となれば、神功皇后の一撃によりて潰滅した、筑後山門の女酋田油津媛一統の如きものが、自ら倭の女王と稱して魏に入貢するが如きことは、全くあり得

べからざる曲事なるべきを、これによりて思ひ知らしめんと、企圖したものと、推考せられるからである。⁽³⁷⁾

蓋し魏志の邪馬臺國を以て畿内大和となす論者の根本觀念は、畿内大和を中心とする日本國の成立が、遠く中國の周代にも溯るべきものなりとなす信念であり、少くとも書紀の編撰はかくの如き信念に基いてなされたものと認められるのである。随つて、三國魏の頃に魏に使節を派遣せしものが、畿内大和の朝廷なりしことは、もとより當然なりとなす譯で、そこに我が女帝神功皇后の傳説とこれを一致せしむるに至つた事情が存するのである。而して、後世その思考系統に執著するものは、我が紀年が約六百年の誇張あることを認むる時代に於てすらも、なほ日本民族を以て他に比類なき優秀なるものとなし、朝鮮・滿洲などの諸民族がなほ部落的生活を營みし時代に於て、既に早く日本國の大統一を完成し、三國魏の時代に於ては勿論、或は漢代に於てすらも、その中心たる畿内大和の朝廷が中國と相通するに至りしものとなす、他に殆ど類例なき、人類社會の進化に對する飛躍的結論に達し、その結論を満足せしむるがために、考古學上の遺物や文獻史料を解釋するに努力するに至るのである。けれども、東洋諸民族の開發が、特に極東方面に於ては、史學者當然の常識として、支那文明普及の結果として現はれたるものとなす事實を認むる以上は、滿・韓の諸民族がなほ未だ部落的國家群を保持した三國魏の時代に、我が民族だけが凡べてそれ等の諸民族を超越して、既に早く統一的國家を完成してゐたとは、到底考へ得られないところである。そこに九州説の根本的論據が存するのであり、感情に囚はれず、理性に依存して、眞實を究明せんとするものの、當然の歸趨が存する譯である。

一五

要するに、「ヤマト」なる名稱が始めて畿内大和磐余地方を中心とした、高市・磯城の地方に移動したのは、後漢末桓・

靈の頃かと推考せられるので、中部日本に行はれた、銅鐸によりて象徴せらるる信仰に依據した國家形態も、略々この頃を以て終りを告げ、新たに北九州より移動した、銅劔・銅鉾等によりて象徴せらるる信仰に依據した、新勢力に壓服されたものかと、推認せらるるのである。随つて、中部日本に於ける銅鐸使用の年代は、略々支那の後漢時代に相當するものであらうとの推測も、また可能かと考へる。けれども、なほ疑問として残ることは、もし果して然りとすれば、何故に畿内方面に於て、銅劔・銅鉾の類を發見することがないのであらうかといふこと、及び後漢時代に於て果して我が民族の間に、銅器製作の技術が、それ程に進歩發達してゐたと、見ることが出来るであらうかといふことである。

實に今日までに發見された銅劔の分布は、東は紀伊方面を以て限られ、未だ畿内に及べりと見るべき事實を聞かないのである。しかも、新に磐余地方に占據して發展した新勢力は、劔の外に、鏡と玉によりて象徴せらるる信仰に依據せるものとして、傳へらるるのである。これ等の諸點はいかにこれを解すべきであらうか。

惟ふに、いはゆる三種の神器として傳へられるものは、何れも建國の事實と直接關連せるものではなく、凡べて後世の作爲ではないかと、疑はるるものあるは、注意すべきことであらう。

蓋し、八坂瓊曲玉と八咫鏡と草薙劔とは確かに後世神器として、認められてはゐるが、それは天孫降臨の物語に於て、天照大神が皇孫天津彥火瓊瓊杵尊にこの三種の寶物を賜はつたといふ、傳説に由來するものである。しかも、その中の八坂瓊曲玉と八咫鏡とは天照大神の磐戸かくれの時、玉作りの遠祖で、伊弉諾尊の御兒なる、天明玉（或は玉作部の遠祖豐玉）と、鏡作りの遠祖天抜戸が兒なる、石凝戸邊（或は鏡作部の遠祖天糠戸）とが造れる物で、忌部の遠祖天日鷲（或は太玉）の造れる木綿（或は幣）と共に、中臣連の遠祖天兒屋命が掘りし、天香山の眞坂木の上技に鏡、中技に玉、

下技に木綿を懸け、忌部首の遠祖太玉命をして執取たしめて、祈らしめたとか、或は中臣の遠祖天兒屋命をして祈らしめたなどと傳へてゐるのであり、鏡と曲玉とは木綿と同じく神祝ぎの時に、使用された物として傳へてゐるのである。また、その物語にも中臣氏の傳ふところと、忌部氏の傳ふところと、その他の傳ふところに、多少の相違があつたやうであるが、何れにせよ、これを器物として認めたことには、かはりがなく、八咫鏡は後に天照大神の御神體として信ぜられてゐるのであるけれども、曲玉に至つては、遂にその神として祭られし、傳へあるを知らないのである。されど、劔に至つては大にその趣きを異にし、草薙劔即ち天薙雲劔そのものが、もともと素戔鳴尊が八岐大蛇の尾から見出したと稱せられ、熱田神宮の御神體として祭られてゐるばかりでなく、その大蛇を斬りし十握劔も、また大和の石上神宮の御神體として祭られてゐるのである。

しかのみならず、もともと我が國土大八島の成立も、諾冊二尊が天の浮橋の上から、天の瓊矛をさし下して、滄海をかきさぐられた、その矛鋒からしたより落ちし、潮の凝りてなれる、碓馭盧嶋を足場とし、そこでいはゆる國生みを營まれたとなすのであるから、實に我が肇國の根源は、矛の威靈に始まると稱すべき、由來が認められるのである。我が國號として一に細矛千足なる名稱が傳へらるるのも、また考ふべきことであらう。それから、伊弉冊尊が軻遇姿智に焦かれ終りしたため、伊弉諾尊はその帶かせる十握劔を抜きて、軻遇姿智を切り、その劔刃よりしたたる血から、經津主神の祖、劔鐔よりしたたる血からは、武甕槌神の祖、甕速日神など、日本肇國の際に大功を建てた、武神等の始めをなすものと認められ、經津主神・武甕槌神は今なほ香取・鹿島の祭神として、世に周知のことである。

なほ、その趣は異なるが、かの國讓りの物語で、高天原より葦原の中つ國を平けしむるがため、經津主と武甕槌との二

神を遣はれし時、この二神は、出雲國五十田狹の小汀に降り到りまし、十握劔を抜いて、さかさまに地につきたて、その鋒さきにうち踞みて、大己貴神（またの名八千矛神）に對談して、これを服し、大己貴神はその「平國時、所杖之廣矛」をば二神に授けたと、傳へてゐる。また素戔鳴尊が天に登らるるを見て、天照大神はこれに對するため、「躬に十握劔・九握劔・八握劔を帶き、背上に鞆を負ひ、臂に稜威高鞆を著き、手に弓箭を握りて、親ら迎へ防ぎたまう」とある。三劔を躬に帶かれしことは、やはり劔の威靈に對する信賴の念を現はすものと思はれる。更に神武天皇が熊野の荒坂津に至り、丹敷戸畔を誅せられし時、惡神の毒氣にあたり、人皆瘁へ、ために皇軍また振ふこと能はずして、困却せられたのであるが、會々熊野の高倉下なるもの、夢に天照大神が武甕雷神に往きてこれを征つことを命ぜられしに對し、武甕雷神答へて、予れ行かずとも、予が平國の劔を下さば、國將に自ら平かならんと述べ、乃ち武甕雷神が高倉下に謂はれるには、「予劔號曰^{フツ}劔靈、今當置^{フツ}汝庫裏、宜^{フツ}取而獻^{フツ}之天孫」と。高倉下夢寤め、明且夢中の教へにより、庫を開けて見るに、果して落ちたる劔ありて、倒さまに庫の底板に立ちゐたので、取つてこれを天皇に奉り、天皇を始め、士卒悉く醒め起きたといふ物語でも、劔靈の神威が歌はれてゐる譯である。

而して、武甕槌神の劔號を「劔靈」と曰ふとあり、注に、「此云^{フツ}赴^{フツ}屠^{フツ}能^{フツ}瀨^{フツ}磨^{フツ}」とあるが「劔」には元來「フツ」の字音なく、廣韻には「徂合切」とあり、集韻には「昨合切」とあり、「サフ」と訓すべき文字であらうけれども、書紀の編者は誤つてこれを「フツ」の音として使用せしものと思はれる。しかも、その「フツ」はすなはち經津主神の「フツ」と同じく、恐らく韃の音を意味するもので、經津主は韃の主、「劔靈」は韃の神靈を意味し、隨つて、武甕雷は、武甕槌と書く方が正しく、槌の神靈を意味するものとして、解すべきではあるまいか。もし果して然りとすれば、既に鐵劔の

使用製作が知られた時代の知識として、認めなければならぬかと考へる。さすれば、武甕槌神の劔も恐らく鐵劔であつたらうし、また素戔嗚尊が八岐大地より得たといふ草薙劔も、亦恐らく鐵劔を意味するものではあるまいか。その地が出雲國の簸の川上との傳へあると共に、また安藝國の可愛の川上との傳へあることは、この兩國の境上に當る山地が、古くより鐵の産地として知らるる事實とも、關連せるものであらう。もし幸に以上の見解にして誤りがないとすれば、神武紀に道臣命の歌として傳ふる句に、「みづみづし來目の子等が、頭槌ひ、石槌ひ持ち、うちてしやまむ」とあり、士卒この歌を聞き、頭椎劔を抜きて、虜を殺したとあるやうに、當時一般にはなほ石器の使用を見たとしても、同時に銅劔・鐵劔も共に存した時代の存在をも、暗示するものではあるまいか。或は神武東征物語の方が、神話の組織されたりも、古く作爲されたのではないかと、疑はるるのである。

されば、大和の磐余を根據として發展した日本國の創建者は、劔や鉞の信奉者であつたから、銅劔・銅鉞信奉の本地である、北九州よりの移住者であつて、しかも、その肇國の大業も劔や鉞の神靈の威徳加護によると信ぜしものなることは、その神話傳説上からも、明かに確認せらるべきところである。然るに、遺物としての銅劔・銅鉞が畿内の地に及ばないのは、何故であらうか。蓋し、その理由は曩に述べたやうに、北九州から東方へのこの集團移動が、恐らく後漢末桓・靈の頃に起つたので、支那に於ては、前漢の中期以來、既に約三百年の長歲月に互りて、鐵利器の使用時代が繼續してゐたのであり、その間我が民族のこれと交通し、既に後漢の初めには、北九州の灘國の如き、光武皇帝の封冊を受けた位の關係があつたので、隨つて、鐵劔・鐵戈等の輸入も既に早く行はれたことは、疑ひなきところであるから、或は我が國には銅文化よりも先きに鐵文化が行はれたとなす所説をすらも存するのであるが、その所説の可否は今姑く

これを措き、銅器・鐵器が殆ど同時代に相踵いで輸入せられたことは、疑ひなきところであらう。かの北九州に於て銅劍・銅鉞と同時代の遺物として鐵鏃を見るが如き、また我が國遺存の銅劍・銅鉞が多くは非實用的の廣鋒類なるが如き、その事情を暗示するもので、魏より卑彌呼への賜物である刀が、鐵刀なりしことは、勿論なるべく、後漢光武帝の場合、もし刀の賜物があつたとすれば、同じく鐵刀なりしことも、疑ひないのである。然るに、土中より發掘せられしものは、銅劍・銅鉞の類が主で、しかも非實用的の廣鋒ものが多數であるといふ事實は、果して何を物語るものであらうか。

惟ふに、當時實際に使用された鐵劍・鐵刀の類は、なほ主として上層階級の間に限られ、稀少であつたから、これを副葬品などに使用することも亦稀で、ために今日これを遺物として發見することも、困難なではなからうか。而して、同様の事情は畿内方面に於てもまた考へられることで、實用上には鐵劍が使用されて居り、銅劍・銅鉞の類はもはや神體として、或は儀式用として使用されてゐたために、しかも、その後その信仰の中心たる皇統は連綿として今日に至つたので、遺物として發見せらるることが、困難なる事情に置かれてゐるのではあるまいか。これに反して、前代の信仰を象徴した銅鐸は、その後その信仰の凋落に際し、これを土中に隱匿するものがあり、ために後世遺物として發見される機會に恵まれたものではあるまいか。概して北九州の古墳に於て發見せらるる土器と畿内方面の古墳にて發見せらるる土器との間には、著しき相違があり、北九州發見のものが主として彌生式系統のものなるに對し、畿内方面發見のものは更に一層進歩發達せる祝部土器の類なる事實も、我が國獨特の形式として著名なる前方後圓墳が、畿内に發源して地方に波及せし如く、恐らく後漢末に始まり、主として東晉時代西紀三百年乃至三百七八十年の頃、著しき發展を遂げ、いはゆる大八島の統一を完成せし時代に、畿内大和の文化は急足に發展し、全國をリードするに至つたものと、推測せ

られるので、土器の方面に於ても早く既に北九州の文化水準を凌駕するに至つたものであらうと考へる。近時或はこれ等の考古學的事實に基いて、この頃大陸方面よりの新たなる民族の移動を想像するものすら生じたのであるが、それは餘りにも根據なき空想であらうが、しかも當時大陸方面よりの新たなる文化的刺戟の存在は、必ずしも皆無であつたともいはれまい⁽⁴⁾。さすれば、北九州と中部地方に於て、銅劍・銅鐸系統の文化と銅鐸系統の文化とが相對立せし時代は、主として後漢時代に溯るものではあるまいか。

たゞ、後漢時代の頃に、我が民族の間で、銅器製作の技術が果してそれ程に發達してゐただらうかといふ疑問が、なほ更に考慮せらるべきことであらうが、既に後漢初に於て筑前那國の入貢を見た事實から考ふれば、局○部○的○に○か○く○の○如○き技術者の存せしことを認むるも、大なる誤解ともいへないのであるまいか。

一六

以上論ずるところによりて、我が舊日本建國の事情及びその時期も略々これを明らかにし得たと信ずる。要するに、我が民族の古來の運命も常に世界の大勢に支配せられて、その盛衰を反復したのであり、特に支那文化の影響を蒙ること最も著しく、まづ漢民族の大發展に刺戟せられて、その文化的發展の第一步を踏み出せし我が民族は、地理上大陸に面せる北九州及び山陰沿岸地方、特に出雲方面より、直接間接に輸入されし支那文化は、後漢の頃に至りて漸くその實を結び、北九州に於ける銅劍・銅鐸に象徴せらるる文化形態と、中部日本に於ける銅鐸に象徴せらるる文化形態とを生じたのであるが、ついで、後漢末に至り、北九州の主力は内部の動亂によりて分裂し、その敗れたる一部は、瀬戸内海に沿ふて東方へ移動し、遂に畿内大和に入り、磐余地方を中心として、ヤマト國を創建し、漸次發展して、その威力は

遂に北九州を奄有し、更に山陰及び南九州を壓服すると共に、またその國力は東北方面にも伸張し、西方に於て山陰・南九州を包括し、更に海を越えて、南韓の地に及びし頃には、東方に於てもその領域は恐らく遠く香取・鹿島の邊に及びしものであらうと考へる。かの魏志倭人傳の書かれた司馬晉の頃は、恰も畿内大和の勢力が當に東西兩方面に向つて發展を始めた頃で、魏志の撰者陳壽は、北九州のヤマトに關する史料と共に、畿内に於けるヤマトに關する史料をもこれを有したので、會々その道程の地名に兩者類似のものあるを見て、その兩者を混同し、方向に於ては前者の史料に據り、道程については後者の史料に據り、遂に解釋困難なかの一文をなすに至つたのであらう。

當時、支那に於ては、後漢末の動亂につき、三國の對立抗爭時代となり、司馬晉の統一も長くその國力を維持するこゝとが出来ず、八王の亂より引いて、いはゆる五胡十六國の大混亂時代に入り、晉は南遷して江南の地を保つに過ぎざる有様となり、その影響はまた極東諸國より我が國に及び、我が民族も亦韓半島に對して大いにその國威を伸ばしたのであつたが、西紀三九一年高句麗國に好太王の即位せし頃から、高句麗國の南侵により、これと對抗して勝敗あり、四一二年長壽王立つに及び、これと妥協して、始めて東晉に入貢し、ついで南北朝時代となるに及びて、南朝劉宋への入貢となつたものであらうといふのが、予の今日の臆測である。當らずといへども遠からざるものではあるまいか。敢へて未定稿の草案を披瀝して、同學の教へを乞はんと欲するものである。⁽⁴⁸⁾

註(1) 和田清博士「魏志倭人傳に關する一解釋」(歴史第一卷第一號、九頁)。なほ博士は註(8)に、「昭和二十一年十一月橋本博士史學大會講演」と記されしも、これは誤りである。

(2) 梅原末治博士「中國古文化の東方波及に關する考古學上の所説」(史學雜誌第五十七編第一號、五〇―五二頁)。

(3) 同博士著「日本の古墳墓」五一頁。

- (4) 同書九六頁。
- (5) 同書四八一—四九頁。
- (6) 同書四九一—五〇頁。
- (7) 同書九二頁。
- (8) 同書九二—九三頁。
- (9) 同書五七—六〇頁。
- (10) 後藤守一氏「日本上代に於ける銅鐵文化の接觸」(上)(考古學雜誌第三十五卷第一・二號)
- (11) 梅原博士「日本の古墳墓」三六—七頁、六八頁、「中國古文化の東方波及に關する考古學上の所見」(史學雜誌第五十七編第一號四一頁、四五頁)
- (12) 同書三八頁。
- (13) 同書三九頁。
- (14) 拙著「東洋史上より觀たる日本上古史研究」(邪馬臺國論考)一八一—二三頁。
- (15) 和田博士「魏志倭人傳に關する一解釋」(歴史第一卷第一號)二頁。
- (16) 同論文註2。
- (17) 拙著「日本上古史研究」には四一頁に、「正始元年と正始八年との二回だけは魏の使節が女王國に行つたやうである」と記して置いたが、それは誤りであるから、こゝに訂正する。
- (18) 白鳥先生のこの見解は和田博士の「魏志倭人傳に關する一解釋」の註(5)に述べられてゐる。
- (19) 榎一雄氏の東洋史談話會講演(昭和廿三年四月廿四日)。「邪馬臺國の方位について」(オリエンタリカ創刊號所載)。早川二郎氏も早くこれと類似の所説を「歴史科學」に掲載された。
- (20) 昭和廿五年五月三日日本考古學會例會に於て發表された梅原博士の新見解。
- (21) 和田博士「魏志倭人傳に關する一解釋」(歴史第一卷第一號)六一—七頁。

邪馬臺國と大倭國との關連について (橋本増吉)

- (22) 魏志東夷傳馬韓傳に、「各有長帥、大者自名爲臣智、其次爲邑借、散在山海間、無城郭」とある。
- (23) 拙著「日本上古史研究」三六一—四一頁参照。
- (24) 同書九六頁参照。但「第二の場合は二回」とあるは「一回」、「第四の場合は恐らく三回」とあるは、「晉武帝太始二年（西紀二六六年）の遣使を加へて四回」と訂正す。
- (25) 同書九—二五頁参照。
- (26) 拙著「支那古代の分野説に對する一考察」（山下先生還歴記念東洋史論文集）二六一—八頁。
- (27) 拙著「日本上古史研究」二六一—四七頁参照。
- (28) いはゆる旁國の國名二十一に、對島・壹岐・末盧・伊都・奴・不彌・投馬・邪馬臺及び狗奴の九國を加ふれば、三十國となるので、山田孝雄氏など魏志倭人傳に「今使譯所通三十國」とあるのは、この三十國を指せるものと斷ぜられたのである。
- (29) 〔考古學雜誌第十二卷第九號所載「狗奴國考」(二)〕。けれども、二十一國の最後に掲げられた「奴國」は、伊都國の東南百里の「奴國」と同一ではないかとも疑はるるので、もし果して然りとすれば、こゝに記載せられた國は、二十九國となる譯であるが、魏志の撰者も或は二者を別國として數へたかも測られない。
- (30) 拙著「日本上古史研究」一六一—一六六頁参照。
- (31) 同書一二「戸數の問題」参照。
- (32) 拙著「邪馬臺國及び卑彌呼に就いて」（史學雜誌第二十一編第十二號）
- (33) 拙著「日本上古史研究、五、瀬戸内海路と日本海路」参照。
- 後漢書倭人傳には、(自ニ女王國、東度海千餘里、至ニ拘奴國、雖皆倭種、而不屬ニ女王、)とあり、恰も狗奴國が女王國の東方にある倭種諸國の一なるが如き、記事となつてゐるのであるけれども、これは後漢書の撰者范曄が劉宋時代の人で、日本國は既に完全に成立し、倭王讚・珍・濟・興・武等が相踵いで入貢した時代であつたから、范曄は邪馬臺即ち邪摩堆國〔按、今名邪摩推、音之訛反〕と注す〕は、當時事實上東にあることを熟知してゐたので、魏志倭人傳の投馬國及び邪馬臺國への行路を、南へ水行三十日陸行一月とせる記事をば、南は東への誤りと信じ、隨つて、「其南有狗奴國」とある記事の

南も、亦東の誤りと見て、遂にこの記事をば作爲するに至つたものであらう。

- (34) 南鮮慶州附近入室里の地に於て、先年素朴な銅鐸が発見せられし事實なども、たとひそれが我が方より傳はりしものであるとするも、日本海沿岸と南鮮地方との關係を立證すべき、一例として見らるべきものではあるまいか。海流の問題などもとより考慮せらるべき事實である。歴史地理第二十二卷第三・四號所載和田雄治氏「日本海の流れに就て」参照。

- (35) 和田清博士「魏志倭人傳に關する一解釋」(歴史第一卷第一號)九頁。

- (36) 拙著「日本上古史研究、一二、戸數の問題」一五七—一六〇頁。

- (37) 神功紀のこれ等の注記は後世の記入となす所説も存するのであるが、しかし、書紀の編者は神功紀以下外國との關係を生ぜし時代の記事については、その記事の出所を明かにするために、百濟記・百濟新撰・百濟本記など外國史書の引用をなしてゐるのであるから、魏志や晉起居注の記事だけが、後人の記入とは思へない。特に神功紀は日本紀年の作成上に、基準として重大視したものであるから、その確實性を證明するためにも、かくの如き注記の必要を認められたものであらう。されど、たとい假りにそれを後人の記入とするも、後人をしてかくの如き注記の記入を敢てせしめた程に、この記事が魏志や晉起居注に依據したものであることには、疑ひないのである。

- (38) 古事記では天の安の河之河上の天の堅石と天の金山の鐵とを取り、鏡と勾珠とを造らしめたとある。

- (39) 古事記にはこの歌の作者の名見えず。ために或は御製とし、或は大久米命の作などとなす、諸説がある。

- (40) 後藤守一氏「日本上代に於ける銅鐵文化の接觸」(考古學雜誌第三十五卷第一—三號)。

- (41) 今日といへども、神社の祭祀に銚劍の使用を見る場合あることは、周知の事實である。

- (42) 江上波夫氏「日本民族文化の源流」(民族學研究第十三卷第三號)。

- (43) 予が始めにこの一小篇を脱稿したのは、昭和廿三年十月廿五日であるが、その後更に種々の論考が發表され、その都度多少の増訂を加へて、漸くこの一小論考をなしたのであり、ために多少重複の箇所を見るに至つたのは、遺憾である。なほ、日本建國の年代については、更に稿を改めて、詳論するつもりである。